


**中国地域における大災害発生時の
情報流通の確保に関する検討会**

中間取りまとめ（案）



2011年6月

大災害発生時の情報流通の確保に関する検討会

目次

はじめに	2
I 大規模災害発生にあたっての情報流通に関する課題	3
I-1 大規模災害の発生前における課題	4
I-2 大規模災害発生時・直後における課題	5
I-3 復旧・支援期における課題	6
II 大規模災害発生にあたっての情報流通の確保のための対応策	7
II-1 大規模災害の発生前における対応策	8
II-2 大規模災害発生時・直後における対応策	12
II-3 復旧・支援期における対応策	16
III 情報の円滑な流通の確保のための対応策	20
III-1 情報発信者と情報伝達者の間の情報の迅速かつ円滑な流通	21
III-2 情報の迅速な収集のための対応策	21
IV その他	
IV-1 新聞社、地上波TV、ラジオの果たす役割について	22
IV-2 高齢者、障がい者への対応について	22
IV-3 より多様な手段により情報を獲得するために	22

はじめに

3月の東日本大震災が発生して、3ヶ月、詳細な検証は、未だなされてはいないが、報道などを通じて、大規模災害が発生した場合の情報流通の課題、特に被災した方々へのきめ細かな情報の提供といった面での課題があることが明らかになってきた。

過去の阪神・淡路大震災、中越地震などの例においても、同様の課題が見られており、特に、被災者の負担軽減のためには、以下 I に述べるような課題に適切に対応していく必要がある。

しかしながら、大規模災害発生時には、主として被災者の対応にあたる自治体(市町村)には、膨大な事務、作業が発生すること、あらゆる緊急事態を想定した手当を行うためには、時間を要し、また、多額のコストが発生する可能性があること等から、これらの課題を解決するに当たっては、自治体だけでなく、国の機関、情報発信者であるインフラ事業者、交通事業者等、情報発信者である、新聞社、放送事業者、通信事業者等の関係の事業者が連携して、適切な対応を行う体制を整備することが望ましく、このため、本検討会では、以下のような基本的な考え方に基づいて検討を進めることとした。

【検討に当たっての基本的な考え方】

- 1 大規模災害にあたって、可能な限り、被害の程度を抑制するとともに、被災者の負担を軽減するため、なるべく多様な手段で、迅速に正確できめ細かな情報を提供する方法を検討する。
- 2 1の目的を達成するため、想定していた情報流通のための手段が機能不全に陥った場合に利用できるバックアップの手段について、可能な限り多様な選択肢を示す。
- 3 1の目的を達成するため、災害時の情報流通に関係する諸機関が果たし得る役割を明確にするとともに、連携の方策を検討する。

I 大規模災害発生にあたっての情報流通に関する課題

本検討会においては、大規模災害への対応を以下の3段階に分け、それぞれの段階毎において起こりえる課題を検討することとした。

1 大規模災害の発生前における課題

大規模災害発生前に、地域住民に対して、警報、避難に関する情報等を可能な限り広範に、詳細な情報を伝達し、被害の程度を抑制する上で、障害となる課題について分析。

2 大規模災害発生時・直後における課題

大規模災害発生時に、迅速かつ正確に被災状況を把握・伝達し、被害の程度を抑制するとともに、被災地における情報の流通を確保することによって被災者の負担を軽減する上で、障害となる課題について分析。

3 復旧・支援期における課題

大規模災害の復旧・支援段階で、被災者のニーズを適切に把握するとともに、被災者に対して、正確かつきめ細かな支援、インフラ関連の情報や生活関連の情報等を迅速に提供することによって、被災者の負担を軽減する上で、障害となる課題について分析。

I-1 大規模災害の発生前における課題

① 屋外の住民等への情報伝達の確保

家庭、事業所等屋内に所在する地域住民は、テレビ、ラジオ等によって、警報等の情報を比較的容易に入手できる一方、仕事、買い物等で外出している場合、災害関係の警報等の情報を入手することが困難であることから、これら屋外の地域住民に対して、必要な情報を伝達する方策を確保することが必要ではないか。

② 具体的避難行動等の詳細な情報伝達の確保

地域住民が適切な避難行動等をとることによって、被害の程度を抑制するためには、避難所の場所、経路等、具体的な避難行動等の比較的詳細な情報を伝達するための方策を確保することが必要ではないか。

③ 深夜帯等の情報伝達の確保

深夜帯等の就寝時、テレビ、ラジオ等の通常の情報伝達が機能しない時間帯において、警報等の発令を地域住民が感知し、適切な行動をとるための情報を伝達するための手段を確保することが必要ではないか。

1-2 大規模災害発生時・直後における課題

① 想定していた情報伝達手段が機能しない場合における被災状況の把握

庁舎、機器の損壊等によって、防災行政無線等の災害時の通信手段として想定していた手段が機能しない場合においても、地域の被災状況、避難状況を適切に把握し、必要な情報を伝達する方策を確保することが必要ではないか。

② 避難所への避難、停電等の場合における被災者への情報伝達の確保

地域住民の避難所への避難、停電等によって、テレビ等の情報入手手段が使用できない場合において、被災者に被災状況等の必要な情報を伝達するための方策を確保することが必要ではないか。

③ 被災地内における公衆通信による情報流通の確保

被災地内において、情報弱者（お年寄り、子ども等）の安否確認、避難誘導などの必要な情報伝達等を確保するため、大規模災害時に再三繰り返される公衆通信（固定、携帯）の輻輳を回避するための方策を講ずることが必要ではないか。

I-3 復旧・支援期における課題

① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供

被災者の負担軽減のためには、支援（炊き出し等）、店舗の営業状況、交通、インフラ（電気、水道、ガス等）の復旧情報等、きめ細かな生活関連情報等を提供するための方策を確保することが必要ではないか。

② 被災地の支援ニーズの被災地内外の支援団体（NPO等）への情報伝達

被災者の負担軽減のためには、各被災地、避難所等の支援ニーズを被災地内外の支援団体（NPO等）に正確かつ迅速に伝達するための方策を確保することが必要ではないか。

③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

在宅であるため、支援ニーズが把握しにくく、支援情報を得ることが困難な被災者の支援ニーズの情報収集、支援情報の伝達のための方策を確保することが必要ではないか。

II 大規模災害発生にあたっての情報流通の確保のための対応策

大規模災害発生にあたっての情報流通の確保のための対応策についても、Iの各段階（1 発生前、2 発生時・直後、3 復旧・支援期）にそって、以下に述べていくこととするが、その際、各段階で想定される各々の課題に対応して、検討の基本的な考え方のところでも述べたとおり、① 通常、想定される通信手段が機能しない場合においても使用可能な、可能な限り多様な選択肢を示すこと、② 災害発生時には、自治体だけでなく、関係する諸機関の連携によって、被災者に対して、きめ細かな情報を提供できるようにすること、を念頭において、検討を進めた。

その結果については、[資料1](#)『大災害発生時の情報流通確保のための対応策【一覧表】』において、各々の課題に対応するために利用可能な手段をまとめるとともに、[資料2](#)『大災害発生時の情報流通確保のための対応策【総括表】』において、各手段によって、どのような課題に対応できるのかということ等をまとめた。

さらに、[資料3](#)『大災害発生時の情報流通確保のための対応策一覧』においては、各対応策の利点、留意点、実施にあたっての連絡先等について記述し、自治体をはじめとする災害に関係する諸機関が、本検討会において示された対応策の実施を検討するにあたって、参照することを想定した実用的な情報をまとめている。

なお、各々の課題への対応策の中で、地上波テレビ放送、地上波ラジオ放送、新聞等の情報流通手段は、各々の課題に対応する上で、極めて重要な役割を果たすものと認識されているが、一般的に周知のものであり、かつ、特別の設備、操作等を要しないことから、本報告書では、独立の対応策としての記述はしていない。

II-1 大規模災害の発生前における対応策

① 屋外の住民等への情報伝達の確保

家庭、事業所等屋内に所在する地域住民は、テレビ、ラジオ等によって、警報等の情報を比較的容易に入手できる一方、仕事、買い物等で外出している場合、災害関係の警報等の情報を入手することが困難であることから、これら屋外の地域住民に対して、必要な情報を伝達する方策を確保することが必要ではないか。

【対応策】

ア 携帯電話による緊急地震速報(資料3 P11 参照)

一部機種を除き、緊急地震速報を自動的に受信。マナーモードであっても自動的に起動。(音声で通知)

イ 一斉同報メール(資料3 P10 参照)

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能。

ウ エリアメール(資料3 P9 参照)

市町村が携帯事業者(現状ではNTTドコモのみ)との契約によって、一定のエリア(当該市町村ということが多い)内のNTTドコモ携帯所持者に対して、市町村の指示により災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者(観光客等)も受信可能。

※ 全国77市町村(H23.6.20現在)、中国地域では、下関市、広島市が導入。KDDIも来春には開始予定。

エ ワンセグ(エリアワンセグ)(ワンセグは資料3 P7、エリアワンセグは資料3 P8 参照)

地上デジタル放送が受信可能なエリアであれば、携帯によって、テレビと同等の災害関連の情報が入手可能。エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。

※ 宮城県栗原市では、これを活用して災害情報等の情報配信を試行。

※ 広島市では、平和記念公園内において平和等の情報配信を実施中。

オ コミュニティFM(資料3 P4 参照)

市町村の行政区域内のみで放送を行う FM ラジオ放送。通常のラジオ受信機で受信可能。当該放送エリアだけに対する災害情報の配信が可能。

※ なお、*県域のラジオ放送についても、ラジオ受信機を携帯していれば、屋外においても災害情報を受信可能。*

カ ニュース速報

新聞社、放送事業者等のニュース速報は、交通機関内など、屋外の様々な場所で視聴可能であり、災害情報についても、比較的早く伝達可能。

キ デジタル・サイネージ(資料3 P14 参照)

デジタル・サイネージは、屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。

※ *広島市内でも紙屋町周辺などに設置。*

II-1 大規模災害の発生前における対応策

② 具体的避難行動等の詳細な情報伝達の確保

地域住民が適切な避難行動等をとることによって、被害の程度を抑制するためには、避難所の場所、経路等、具体的な避難行動等の比較的詳細な情報を伝達するための方策を確保することが必要ではないか。

【対応策】

ア データ放送(資料3 P2 参照)

デジタル TV のデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。通常のデジタル TV 端末で受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。

イ CATV(資料3 P3 参照)

地上波のTVより放送エリアが狭いため、コミュニティチャンネル、L字画面等を利用して、当該放送エリアに限定した災害情報の配信が可能。

ウ コミュニティFM(資料3 P4 参照)

市町村の行政区域内のみで放送を行う FM ラジオ放送。通常のラジオ受信機で受信可能。当該放送エリアだけに対する災害情報の配信が可能。

エ 一斉同報メール(資料3 P10 参照)

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報は伝送可能。

オ エリアメール(資料3 P9 参照)

市町村が携帯事業者(現状ではNTTドコモのみ)との契約によって、一定のエリア(当該市町村ということが多い)内の NTT ドコモ携帯所持者に対して、市町村の指示により災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者(観光客等)も受信可能。

カ エリアワンセグ(資料3 P8 参照)

エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うものであり、避難指示等の詳細かつ具体的な情報を伝達可能。

II-1 大規模災害の発生前における対応策

③ 深夜帯等の情報伝達の確保

深夜帯等、テレビ、ラジオ等の通常の情報伝達の手段が機能しない時間帯において、警報等の発令を地域住民が感知し、適切な行動をとるための情報を伝達するための手段を確保することが必要ではないか。

【対応策】

ア 自動起動端末(資料3 P15 参照)

スイッチオフ(待機状態)であっても、緊急地震速報で自動的に起動。しかしながら、対応する端末が極めて限定的又は高価。

イ 携帯電話による緊急地震速報(資料3 P11 参照)

一部機種を除き、緊急地震速報を自動的に受信。マナーモードであっても自動的に起動。(音声で通知)

※ 電源をオフにしている場合には起動しない。(マナーモード等で起動)

ウ 一斉同報メール(資料3 P10 参照)

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報は伝送可能。

※ 電源をオフにしている場合起動しない。マナーモードの場合には音声通知しない。

エ エリアメール(資料3 P9 参照)

市町村が携帯事業者(現状ではNTTドコモのみ)との契約によって、一定のエリア(当該市町村ということが多い)内の NTT ドコモ携帯所持者に対して、市町村の指示により災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者(観光客等)も受信可能。

※ 電源をオフにしている場合起動しない。機種によってはマナーモードの場合には音声通知しない。(最近の機種では、マナーモードでの鳴動も選択可能)

II-2 大規模災害発生時・直後における対応策

① 想定していた情報伝達手段が機能しない場合における被災状況の把握

庁舎、機器の損壊等によって、防災行政無線等の災害時の通信手段として想定していた手段が機能しない場合においても、地域の被災状況、避難状況を適切に把握し、必要な情報を伝達する方策を確保することが必要ではないか。

【対応策】

ア 衛星携帯電話(資料3 P17 参照)

衛星を利用して通信をするため、全国どの地域においても利用可能。操作はさほど、困難ではないが、事前に習熟しておくことが望ましい

※ 基本使用料 15,750円/月・台 通話料 47.25円/30秒

イ 簡易無線(資料3 P18 参照)

一定の範囲内であれば、端末のみで全国どこでも利用可能。無線従事者資格不要で誰でも利用可能。デジタル方式の場合、空きチャンネルを自動的に探して通信を行うため輻輳が起きにくい。音声以外のデータ、映像の伝送も可能。一斉同報通信も可能。

※ 端末価格 10万円程度

ウ MCA無線(資料3 P19 参照)

MCAのサービスエリアであれば、全国どこでも利用可能。無線従事者資格不要で誰でも利用可能。比較的多数による利用が可能。音声以外のデータ、映像の伝送も可能。一斉同報通信も可能。

※ 基本使用料 2,415円~/月・台 中国地域では、鳥取市、米子市、岡山市、宇部市等が導入

エ アマチュア無線(資料3 P20 参照)

アマチュア無線家に委託。当該地域のアマチュア無線家のクラブ等と事前に調整しておくことが必要。比較的遠距離まで通信可能。

オ 庁舎が被災した場合の方策(資料3 P22 参照)

耐震性の低い庁舎、又はハザードマップで危険性の高いエリアに所在する庁舎の場合、被災の危険性を勘案して、予め、他の公的機関、事業所等との協定によりバックアップの作業スペースを確保し、又は避難所に予定されている学校、公民館において、情報の収集・伝達を行えるよう、予備の通信機器を配備する等の準備を行う。

カ 他の公的機関の通信網(資料3 P21 参照)

中国地方整備局の通信網、第六管区海上保安本部、警察、消防の通信網等については、災害時には、それぞれの役割を果たさなければならないため、原則的にバックアップの手段として想定しておくことは困難と考えられるが、他の通信手段が失われ、かつ、緊急の通信の必要性がある場合等の場合には、当該機関との調整の上で、活用することも選択肢の一つとして、念頭においておくことが望ましい。

II-2 大規模災害発生時・直後における対応策

② 避難所への避難、停電等における被災者への情報伝達の確保

地域住民の避難所への避難、停電等によって、テレビ等の情報入手手段が使用できない場合において、被災者に被災状況等の必要な情報を伝達するための方策を確保することが必要ではないか。

【対応策】

ア コミュニティFM(資料3 P4 参照)

市町村の行政区域内のみで放送を行う FM ラジオ放送。通常のラジオ受信機で受信可能。当該放送エリアだけに対する災害情報の配信が可能。

イ 一斉同報メール(資料3 P10 参照)

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報は伝送可能。

ウ エリアメール(資料3 P9 参照)

市町村が携帯事業者(現状ではNTTドコモのみ)との契約によって、一定のエリア(当該市町村ということが多い)内の NTT ドコモ携帯所持者に対して、市町村の指示により災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者(観光客等)も受信可能。

エ エリアワンセグ(資料3 P8 参照)

エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うものであり、避難指示等の詳細かつ具体的な情報を伝達可能。

II-2 大規模災害発生時・直後における対応策

③ 被災地内における公衆通信による情報流通の確保

被災地内において、情報弱者（お年寄り、子ども等）の安否確認、避難誘導などの必要な情報伝達等を確保するため、大規模災害時に再三繰り返される公衆通信（固定、携帯）の輻輳を回避するための方策を講ずることが必要ではないか。

【対応策】

ア 災害発生直後の公衆通信の輻輳の回避（資料3 P25 参照）

通信事業者による周知・広報、防災訓練への組込、関係機関の災害関係HPへの掲載（リンク）などによる災害時における災害伝言ダイヤル、災害伝言板の利用意識の浸透、社員・職員等の安否確認におけるメール、インターネット利用促進の働きかけによる災害発生直後の公衆通信の輻輳の緩和

イ インターネットの活用（資料3 P16 参照）

ツイッター、SNS 等、災害に強く、輻輳の度合いも比較的低いインターネットを活用した、安否情報、避難指示等の採用

※ 採用する場合、自治体等による事前の周知、様々なメディアによる周知等によって、その存在を広く周知することが望ましい。中国地域では、鳥取県がツイッターを災害時の通信手段の一つとして採用。

II-3 復旧・支援期における対応策

① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供

被災者の負担軽減のためには、支援（炊き出し等）、店舗の営業状況、交通、インフラ（電気、水道、ガス等）の復旧情報等、きめ細かな生活関連情報等を提供するための方策を確保することが必要ではないか。

【対応策】

ア データ放送（資料3 P2 参照）

デジタル TV のデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能のため、きめ細かな生活情報等の放送が可能。

イ CATV（資料3 P3 参照）

地上波のTVより放送エリアが狭いため、コミュニティチャンネル、L字画面等を利用して、当該放送エリアに限定したきめ細かな生活情報等の放送が可能。

ウ 臨時災害放送局（資料3 P5 参照）（コミュニティFM（資料3 P4 参照））

災害時に、臨時に市町村の行政区域内のみで放送を行う FM ラジオ放送。通常のラジオ受信機で受信可能。当該放送エリアに関するきめ細かな生活情報等の放送が可能。既存のコミュニティFM が一時的に実施することも多く、AM 局が実施した例もある。

エ 一斉同報メール（資料3 P10 参照）

市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。一時に大量の情報を送付する場合、メールの配信に時間がかかる場合があり、情報量には限界。

オ エリアメール（資料3 P9 参照）

市町村が携帯事業者との契約によって、一定のエリア内の携帯所持者に対して、市町村の指示により災害情報等を一斉にメール配信。一定程度の生活情報等も送信可能。

カ エリアワンセグ（資料3 P8 参照）

エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うものであり、生活情報等のきめ細かな情報の伝達が可能。

キ 新聞電子版(又は災害特集等)(資料3 P13 参照)

特に、地元紙の取材力により把握した各被災地の生活関連情報を、地元紙の電子版、災害特集等のインターネット上の情報発信によって、避難所、在宅被災者等に対しても情報発信が可能。

※ 新聞のような一覧性はないが、インターネット上のサイトでは、目的のコンテンツの検索が比較的容易。

II-3 復旧・支援期における対応策

② 被災地の支援ニーズの被災地内外の支援団体（NPO等）への情報伝達

被災者の負担軽減のためには、各被災地、避難所等の支援ニーズを被災地内外の支援団体（NPO等）に正確かつ迅速に伝達するための方策を確保することが必要ではないか。

【対応策】

ア 新聞電子版(又は災害特集等) (資料3 P13 参照)

特に、地元紙の取材力により把握した各被災地、避難所等の支援ニーズを、地元紙の電子版、災害特集等のインターネット上の情報発信によって、被災地内だけでなく、被災地外の支援団体への広範な情報発信が可能。

※ 新聞のような一覧性はないが、インターネット上のサイトでは、目的のコンテンツの検索が比較的容易。

イ ラジオ、コミュニティFM(臨時災害放送局)のインターネット配信 (資料3 P6 参照)

県域、市町村域を放送エリアとし、当該エリア内での取材力を有する県域ラジオ、コミュニティFMの放送内容について、インターネット上で配信することによって、被災地外の支援団体への広範な情報発信が可能。

※ 今回の臨時災害放送局については、全国のコミュニティFMのインターネット配信ポータルである「サイマルラジオ」で聴取可能。中国地域では、広島市の「FMちゅーピー」、米子市の「DARAZ FM」が配信中。

ウ ポータルサイト (資料3 P12 参照)

多額のコストを要せず、比較的容易に情報配信が可能。支援ニーズ等、被災地が発信したい情報に特化した情報発信が可能。市町村が災害関連ページに予め「支援ポータル」(平常時は休止状態)を設けておくことによって迅速な情報発信が可能。

※ 東日本大震災被災地の支援ニーズは、被災地の自治体によっては、必要な物資等をHPで情報発信。また、ツイッター等を利用したボランティアによるマッチングも散見される。

II-3 復旧・支援期における対応策

③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

在宅であるため、支援ニーズが把握しにくく、支援情報を得ることが困難な被災者の支援ニーズの情報収集、支援情報の伝達のための方策を確保することが必要ではないか。

【対応策】

ア 臨時災害放送局(資料3 P5 参照)(コミュニティFM(資料3 P4 参照))

災害時に、臨時に市町村の行政区域内のみで放送を行う FM ラジオ放送。通常のラジオ受信機で受信可能。当該放送エリアに関するきめ細かな生活情報等の配信が可能。既存のコミュニティ FM が一時的に実施することも多く、AM 局が実施した例もある。

イ CATV(資料3 P3 参照)

地上波のTVより放送エリアが狭いため、コミュニティチャンネル、L字画面等を利用して、当該放送エリアに限定したきめ細かな生活情報等の放送が可能。

ウ データ放送(資料3 P2 参照)

デジタル TV のデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能のため、きめ細かな生活情報等の放送が可能。

エ エリアワンセグ(資料3 P8 参照)

エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うものであり、生活情報等のきめ細かな情報の伝達が可能。

オ インターネットの活用(資料3 P16 参照)

ツイッター、SNS 等、災害に強く、輻輳の度合いも比較的低いインターネットを活用した、支援情報の伝達、在宅被災者からの支援ニーズの集約が可能。

Ⅲ 情報の円滑な流通の確保のための対応策

災害の発生前において、具体的な避難行動等の詳細な情報提供を行うことは、被害の程度を抑制するための重要な課題であり、また、復旧支援期において、きめ細かな生活関連情報を提供することは被災者の負担を軽減するために重要な課題である。

これらの情報を提供するにあたっては、情報発信者である自治体、インフラ事業者、交通事業者等と情報伝達者である新聞社、放送事業者、通信事業者等との間において、迅速、かつ、詳細な情報の流通が行われることが必要である。

特に、災害の発生直後においては、自治体をはじめインフラ事業者等の情報発信者においては、被害状況の把握、避難所のケア、被災者への支援、復旧活動等、多岐にわたり、情報の流通にかかる負担を可能な限り軽減していくことによって、それらの活動に割くりソースを大きくすることができる。

そのため、情報発信者と情報伝達者との間の情報の流通が迅速かつ円滑に行われるような情報流通のあり方について検討していくことが望ましい。

また、特に復旧・支援期においては、以上に述べた情報伝達者が提供する情報以外にも、商店、ガソリンスタンド等の営業情報、医療関係情報等の多様な生活関連情報を収集する必要がある。

これらの情報の収集にあたっては、様々な情報伝達者が取材にあたるのが考えられるが、より詳細かつきめ細かな情報を被災者に提供するため、各情報伝達者が収集した情報を相互に活用する等の役割分担、商店、ガソリンスタンド、医療機関等からの情報を自動的に収集する仕組みの検討などを行うことが望ましい。

III-1 情報発信者と情報伝達者の間の情報の迅速かつ円滑な流通（安心・安全公共コモンズ）

情報発信者である自治体、インフラ事業者、交通事業者等と情報伝達者である放送事業者、通信事業者、新聞社等との間において、迅速、かつ、詳細な情報の流通という課題に関しては、現在、「安心・安全公共コモンズ」というシステムが8県、44市町村で採用されている。

このシステムは、市町村をはじめとする情報発信者からの情報をサーバーに集約し、情報伝達者である、放送事業者、通信事業者、新聞社等が、サーバーにアクセスし、情報を得ることによって、情報の迅速かつ円滑な流通を実現しようとするものである。

しかしながら、「安心・安全公共コモンズ」に関しては、集約する情報の内容、接続方法、コスト、参加者の範囲等、検討を要する事項が多岐にわたることが考えられる。

このため、今後、「安心・安全公共コモンズ」をはじめ、情報発信者と情報伝達者の間の情報の迅速かつ円滑な流通に資するシステムの実現に向けた諸課題を検討するための場を設けることが必要である。

III-2 情報の迅速な収集のための対応策

特に、復旧・支援期において、被災者からのニーズが高い生活関連情報については、電気、ガス、水道、交通（電車、バス等）、道路情報等、情報発信者から入手可能なもののほか、近隣の商店等で食料等を入手できるか、ガソリンスタンドは営業しているのか、また、病院は診療を開始しているのか等、多岐にわたる。

これらの情報の収集については、放送事業者（CATV、コミュニティFMも含む）、通信事業者、新聞社等によって取材されているが、被災者に対して、迅速にきめ細かな情報提供を行うためには、これらの主体の間で、可能であれば、役割分担を実施し、また、相互に情報の活用を可能にするなどについて、検討を行うことが望ましい。

また、災害時の被災状況、営業再開状況等については、商店、ガソリンスタンド、病院等、個別に、又は、商工会議所等の組織を通じて、情報伝達者（放送事業者、通信事業者、新聞社等）の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を周知し、ある程度、情報を自動的に収集する仕組みを事前の調整によって構築するための取組みを行うことも考えられる。

IV その他

IV-1 新聞社、地上波TV、ラジオの果たす役割について

本報告書においては、新聞、地上波TV、ラジオといった、一般に普及し、特段の準備、操作の必要なしに利用可能なメディアに関しては、独立の記述はしていないが、従来のアンケート等を見ても、災害にあたっての主要な情報収集の手段として、評価されている。

引き続き、新聞の一覧性、保存性、地上波TV、ラジオの速報性、即時に多数の住民への情報伝達可能なこと等の特質を生かして、今後とも、重要な役割を果たしていくことが期待される。

(資料4) (株)ビデオリサーチ調査結果参照

IV-2 高齢者、障がい者への対応について

特に、避難所等に避難している場合、被災によりTVが受信できない地域に居住している場合、高齢者、一部の障がい者には、利用困難な手段によってのみ情報が伝達されることも考えられるが、そのような場合、パソコンのプリントアウト等、アナログの手段による情報伝達を行うための方策についても検討することが必要である。

IV-3 より多様な手段により情報を獲得するために

本報告書において述べている方策の中で、ラジオ(コミュニティFMを含む)の果たす役割、携帯の果たす役割は、極めて重要であると考えられるが、ラジオに関しては、近年、聴取者が減少し、受信機普及率も急減していること、携帯に関しては、電池切れによって、利用できない等の課題がある。

このため、前者の課題については、避難所等にラジオを備蓄しておくとともに、ネットによるラジオ中継は携帯で聴取可能であることを周知することが望ましい。また、携帯端末にラジオ機能を搭載し、利用者を選択することを可能とすること等の方策を検討することが望ましい。

また、後者の課題については、避難所等に安価なソーラー式充電器を準備しておく等の方策を検討しておくことが望ましい。

大災害発生時の情報流通確保のための対応策 【一覧表】

分類	新たな費用負担、 情報発信者、情報伝達者 等関係者間での調整の要否	庁舎が被災した場合の方策	携帯電話による緊急地震速報	災害発生直後の公衆通信の輻輳の回避	自動起動端末（テレビ・ラジオ等）	ニュース速報	一斉同報メール	簡易無線			アマチュア無線	ポータルサイト	インターネットの活用	デジタル・サイネージ	新聞電子版（又は、災害特集等）	災害放送局（又は、インターネット配信ラジオ、コミュニティFM（臨時）	コミュニティFM・臨時災害放送局	CATV	ワンセグ・エリアワンセグ	データ放送	他の公的機関の通信網	
								MCA無線	衛星携帯電話	エリアメール												
Ⅱ-1 大規模災害発生前における対応策	①屋外の住民等への情報伝達		ア			カ	イ						キ			オ		エ				
		②具体的避難行動等の詳細な情報伝達					エ										ウ	イ	カ	ア		
		③深夜帯等の情報伝達		イ		ア	ウ															
Ⅱ-2 大規模災害発生時・直後における対応策	①想定した情報伝達手段が機能しない場合	オ							イ	ウ	ア			エ							カ	
		②避難所への避難等被災者への情報伝達						イ										ア		エ		
		③被災地内における公衆通信による情報流通			ア																	
Ⅱ-3 復旧・支援期における対応策	①きめ細かな生活関連情報の提供						エ							オ		キ		ウ	イ	カ	ア	
		②支援ニーズの被災地内外の支援団体（NPO等）への情報伝達														ア	ウ		イ			
		③在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達												オ			ア	イ	エ	ウ		
分類	新たな費用負担、 情報発信者、情報伝達者 等関係者間での調整の要否		新たな費用負担や 関係者間での調整は 特段、不要。		機器取得やサービス 導入に際し、予算措置が 必要。 関係者間での調整は、 特段、不要。											情報発信者と情報伝達者との調整が 必要。 発生する費用の負担について、 調整することが必要な場合がある。						
対応策の取り組み時期		短期的な取組みが可能						中長期的な取組み														

大災害発生時の情報流通確保のための対応策 【総括表】

	方 策	情報伝達主体	端末等の 汎用性	サービスの 汎用性	停電	コスト	情報 リテラシー	情報量	備 考	
Ⅱ-1 災害発生前における対応策	(1) 屋外住民への情報伝達									
	㊦ 携帯電話による緊急地震速報	通信事業者	△	○	○	○	○	×	マナーモード等でも着信音、ポップアップで表示。	
	㊧ 一斉同報メール	自治体等	○	○	○	△	△	△	登録システム、アドレス管理等のコストが発生。	
	㊨ エリアメール	自治体等(通信事業者)	○	×	○	△	△	△	契約手数料2,100円 使用料 24,150円/月～	
	㊩ ワンセグ	放送事業者(TV)	○	△	○	○	△	△	地上波デジタル難視地区では利用不可。	
	(㊪ エリアワンセグ)	自治体等	○	×	○	×	△	○	設備 200万円程度 通信使用料、放送制作費等が必要	
	㊫ コミュニティFM	コミュニティFM	○	△	○	△	○	○	新設には設備1,500万円～ 放送制作費等のコストが必要	
	㊬ ニュース速報	報道機関	新聞社、放送事業者等のニュース速報は、交通機関内など、屋外の様々な場所で視聴可能であり、災害情報についても、比較的早く伝達可能。							
	㊭ デジタル・サイネージ	自治体等	—	×	×	△	○	△		
	(2) 避難行動等の詳細情報伝達									
	㊦ テレビ(データ放送)	放送事業者(TV)	○	○	×	△	△	○	地上波テレビにおいて情報収集システムが必要	
	㊧ CATV	CATV事業者	○	△	×	△	○	○	CATVにおいて情報収集システムが必要(災害協定等で解決)	
	㊨ コミュニティFM	コミュニティFM	○	△	○	△	○	○	CFMにおいて情報収集システムが必要(災害協定等で解決)	
	㊩ 一斉同報メール	自治体等	○	○	○	△	△	△	登録システム、アドレス管理等のコストが発生。	
	㊫ エリアメール	自治体等(通信事業者)	○	×	○	△	△	△	契約手数料2,100円 使用料 24,150円/月～	
	㊬ エリアワンセグ	自治体等	○	×	○	×	△	○	設備 200万円程度 通信使用料、放送制作費等が必要	
	(3) 深夜帯等の情報伝達									
	㊦ 自動起動端末	放送事業者	×	○	△	△	○	×	対応する端末が極めて少なく、高価。	
	㊧ 携帯電話による緊急地震速報	通信事業者	△	○	○	○	○	×	マナーモード等でも着信音、ポップアップで表示。	
㊨ 一斉同報メール	自治体等	○	○	○	△	△	△	登録システム、アドレス管理等のコストが発生。		
㊩ エリアメール	自治体等(通信事業者)	○	×	○	△	△	△	契約手数料2,100円 使用料 24,150円/月～。マナーモード等でも着信音、ポップアップで表示。		
Ⅱ-2 災害発生時・直後における対応策	(1) 被災状況等の把握									
	㊦ 衛星携帯電話	自治体等	△	○	○	△	△	—	基本使用料15,750円/月、47.25円/30秒など	
	㊧ 簡易無線	自治体等	△	△	○	△	△	—	端末 10万円/台程度	
	㊨ MCA無線	自治体等(MCA)	△	△	○	△	△	—	2,415円/月・台～。鳥取市、米子市が導入。	
	㊩ アマチュア無線	自治体等(アマチュア無線家)	△	△	△	△	△	—	アマチュア無線家に委託。	
	㊫ 庁舎が被災した場合の方策		他の公的機関又は事業所への委託及び避難所に予備の機器等を準備という二つの方式。							
	㊬ 他の公的機関の通信網	国、自治体等	他の通信手段が失われ、かつ、緊急の通信の必要性がある場合等に、当該機関との調整の上で、活用することも選択肢の一つ。							
	(2) 被災者への情報伝達									
	㊦ コミュニティFM	コミュニティFM	○	△	○	△	○	○	CFMにおいて情報収集が必要(災害協定、コモンズ等で解決)	
	㊧ 一斉同報メール	自治体等	○	○	○	△	△	△	登録システム、アドレス管理等のコストが発生。	
	㊨ エリアメール	自治体等(通信事業者)	○	×	○	△	△	△	契約手数料2,100円 使用料 24,150円/月～	
	㊩ エリアワンセグ	自治体等	○	×	○	×	△	○	設備 200万円程度 通信使用料、放送制作費等が必要	
	(3) 被災地内、被災地と被災地外との情報伝達									
	㊦ 災害発生時の公衆通信輻輳回避	—	通信事業者、関係機関、企業等が、それぞれの立場で、災害伝言ダイヤル、災害用伝言板、メールの活用を推進。							
	㊧ インターネットの活用	自治体等	ツイッター、SNSほかのインターネットによる情報収集、伝達手段の活用。							
	Ⅱ-3 復旧・支援	(1) きめ細かな生活関連の情報提供								
		㊦ データ放送	放送事業者(TV)	○	○	×	△	△	○	放送事業者において情報収集が必要(コモンズ等で解決)
		㊧ CATV	CATV事業者	○	△	×	△	○	○	CATVにおいて情報収集が必要(災害協定、コモンズ等で解決)
		㊨ コミュニティFM	コミュニティFM	○	△	○	△	○	○	CFMにおいて情報収集が必要(災害協定、コモンズ等で解決)
(㊩ 臨時災害放送局)		自治体等	○	×	○	×	○	○	設備、専門の人材の支援が必要(起上げには一定の期間)	
㊫ 一斉同報メール		自治体等	○	○	○	△	△	△	登録システム、アドレス管理等のコストが発生。	
㊬ エリアメール		自治体等(通信事業者)	○	×	○	△	△	△	契約手数料2,100円 使用料 24,150円/月～	
㊭ エリアワンセグ		自治体等	○	×	○	×	△	○	設備 200万円程度 通信使用料、放送制作費等が必要	
㊮ 新聞電子版		新聞社	○	○	△	○	△	○	新聞社において情報収集が必要(コモンズ等で解決)	
(2) 支援ニーズの情報提供										
㊦ 新聞(電子版、災害特集を含む)		新聞社	○	○	△	○	△	○	新聞社において情報収集が必要(コモンズ等で解決)	
㊧ ラジオのインターネット放送		放送事業者(ラジオ)	△	△	△	△	○	△	ラジオ局において情報収集が必要(災害協定、コモンズ等で解決)	
㊨ ポータルサイト		自治体、NPO等	○	○	○	△	○	○	情報の信頼性等担保するため、予めサイト起上げが望ましい?	
(3) 行政等の支援情報の伝達										
㊦ コミュニティFM		コミュニティFM	○	△	○	△	○	○	CFMにおいて情報収集が必要(災害協定、コモンズ等で解決)	
(㊩ 臨時災害放送局)		自治体等	○	×	○	×	○	○	設備、専門の人材の支援が必要(起上げには一定の期間)	
㊫ CATV		CATV事業者	○	△	×	△	○	○	CATVにおいて情報収集が必要(災害協定、コモンズ等で解決)	
㊬ データ放送		放送事業者(TV)	○	○	×	△	△	○	放送事業者において情報収集が必要(コモンズ等で解決)	
㊭ エリアワンセグ		自治体等	○	×	○	×	△	○	設備 200万円程度 通信使用料、放送制作費等が必要	
㊮ インターネットの活用	自治体等	ツイッター、SNSほかのインターネットによる情報収集、伝達手段の活用。								

大災害発生時の
情報流通の確保のため対応策一覧
～利点・留意点・実施方法等～

2011年6月
大災害発生時の情報流通の
確保についての検討会

目次

【被災者への情報伝達】

①	データ放送	2
②	CATV	3
③	コミュニティFM	4
④	臨時災害放送局	5
⑤	ラジオのインターネット配信	6
⑥	ワンセグ放送	7
⑦	エリアワンセグ放送	8
⑧	エリアメール	9
⑨	一斉同報メール	10
⑩	携帯電話による緊急地震速報	11
⑪	ポータルサイト	12
⑫	新聞電子版（災害特集）	13
⑬	デジタルサイネージ	14
⑭	自動起動端末（TV、ラジオ等）	15
⑮	インターネットの活用	16

【被災状況の把握・伝達】

⑯	衛星携帯電話	17
⑰	簡易無線	18
⑱	MCA無線	19
⑲	アマチュア無線	20
⑳	公的機関の通信網	21
㉑	庁舎が損壊した場合の方策	22

【情報の円滑な流通】

㉒	安心・安全公共コモンズ	23
㉓	情報の迅速な収集のための対応	24
㉔	災害発生時の公衆通信の輻輳回避	25

① データ放送

Ⅱ-1-② 具体的避難行動等の詳細な情報伝達
 Ⅱ-3-① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供
 Ⅱ-3-③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
○	○	×	△	△	○

【利点】

- ・ デジタル対応端末であれば受信可。
- ・ 地上波が受信可能であれば、受信可。
- ・ 地上波デジタルに対応していれば、追加的なコストは発生しない。
- ・ 普段、データ放送を視聴していれば、高齢者、児童でも操作は容易。
- ・ 郵便番号単位でのきめ細かな情報伝達が可能。

【留意点】

- ・ チューナーの一部、CATVのデジアナ変換サービス利用の場合等、アナログ端末で視聴している場合、受信不可。
- ・ 情報の送り手(地上波テレビ局)の側で、自治体等からの情報収集が必要
 ※ 公共情報コモンズ(②参照)により迅速な情報収集が可能になるのではないか。
 ※ 情報の迅速な収集のための方策(③参照)を検討すべきではないか。
- ・ 普段、データ放送を視聴していない高齢者、児童の操作は困難。

【実施方法】

- ・ NHK、民放によって放送。

【連絡先】

中国総合通信局放送部放送課 TEL:082-222-3382

*1 ○ 一般的に普及。 △ 普及しているが、機能が一部機種のみ。ある程度普及。 × ほとんど普及していない。
 *2 ○ ほとんどの地域において利用可。 △ 一部のエリアでのみ使用可。 × 大部分のエリアで利用不可。
 *3 ○ 追加的なコストは、ほとんど不要。 △ 一時的又はある程度のコスト負担。 × 継続的又は高額なコスト負担。
 *4 ○ 操作の必要なし。児童、高齢者が容易に操作可。 △ 児童、高齢者が操作に不慣れな可能性。 × 児童、高齢者には操作困難。
 *5 ○ 多くの情報を伝送可能。 △ 一定程度の情報を伝送可能。 × 情報量は、極めて限定的。

② CATV

- Ⅱ-1-② 具体的避難行動等の詳細な情報伝達
- Ⅱ-3-① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供
- Ⅱ-3-③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
○	△	×	△	○	○

【利点】

- ・ CATVの既加入者であれば、通常のテレビ端末で受信可。
- ・ CATVの既加入者であれば、追加コストは不要。
- ・ 視聴に特別の操作は不要
- ・ 地域に密着したきめ細かな情報伝達が可能。

【留意点】

- ・ CATVのサービスエリアでなければ利用不可。サービスエリアであっても加入(接続)することが必要。
- ・ 情報の送り手(CATV)の側で、自治体からの情報収集システムが必要
 - ※ 地方自治体との協定締結の推進、協定内容の見直し。(迅速な情報提供のための)事前の情報提供内容の調整が必要ではないか。(資料3-1 CATVの災害協定締結状況)
 - ※ 公共情報コモンズ(②参照)により迅速な情報収集が可能になるのではないか。
 - ※ 情報の迅速な収集のための方策(③参照)を検討すべきではないか。

【実施方法】

- ・ 自治体・CATV間の協定締結、協定内容の見直し

【連絡先】

- ・ 中国総合通信局放送部有線放送課 TEL:082-222-3387

③ コミュニティFM

- Ⅱ-1-① 屋外の住民等への情報伝達の確保
- Ⅱ-1-② 具体的避難行動等の詳細な情報伝達
- Ⅱ-2-② 避難所への避難、停電等の場合における被災者への情報伝達
- Ⅱ-3-① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供
- Ⅱ-3-③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
○	△	○	△	○	○

【利点】

- ・ 通常のラジオで受信可。
- ・ コミュニティFMの放送エリアであれば、特段の手続きなく受信可。
- ・ 聴取の操作は、高齢者、児童にも比較的容易。
- ・ 地域に密着したきめ細かな情報伝達が可能。

【留意点】

- ・ コミュニティFMのサービスエリアでなければ利用不可。
- ・ 情報の送り手(コミュニティFM)の側で、自治体等からの情報収集が必要
 - ※ 地方自治体との協定締結の推進、協定内容の見直し(迅速な情報提供のための)事前の情報提供内容の調整が必要ではないか。(資料3-2 コミュニティFMの災害協定締結状況)
 - ※ 公共情報コモンズ(23参照)により迅速な情報収集が可能になるのではないか。
 - ※ 情報の迅速な収集のための方策(24参照)を検討すべきではないか。

【実施方法】

- ・ 自治体・コミュニティFM間の協定締結、協定内容の見直し

【連絡先】

- ・ 日本コミュニティ放送協会 TEL:03-5776-4657 HP: <http://www.jcba.jp/index.html>
- ・ 中国総合通信局放送部放送課 TEL:082-222-3385

④ 臨時災害放送局

Ⅱ-3-① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供

Ⅱ-3-③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
○	×	○	×	○	○

【利点】

- ・ 通常のラジオで受信可。
- ・ コミュニティFMの放送エリアであれば、特段の手続きなく受信可。
- ・ 聴取の操作は、高齢者、児童にも比較的容易。
- ・ 地域に密着したきめ細かな情報伝達が可能。東日本大震災では、23局が開設 資料3-3 臨時災害放送局の開設状況

【留意点】

- ・ 臨時災害放送局の免許が必要。
- ・ 情報の送り手(コミュニティFM)の側で、自治体から又は個別の情報収集が必要
 - ※ 地方自治体との協定締結の推進。(迅速な情報提供のための)事前の情報提供内容の調整が必要ではないか。
 - ※ 公共情報commons(②参照)により迅速な情報収集が可能になるのではないか。
 - ※ 情報の迅速な収集のための方策(②参照)を検討すべきではないか。
- ・ 臨時災害放送局を立ち上げる場合、設備(アンテナ、演奏所等)コスト、専門的人材の支援等が必要となる可能性。
- ・ 臨時災害放送局を立ち上げる場合、一定の期間を要する可能性。
 - ※ コミュニティFMと臨時災害放送局立ち上げを想定した調整を行う必要があるのではないか。当該地域にコミュニティFMがない場合、近隣のコミュニティFM又は県域ラジオ放送局等と支援に関する調整を行う必要があるのではないか。

【実施方法】

- ・ 自治体・コミュニティFMの災害協定締結、内容の見直し(臨時災害放送局の開設にかかる協力等)
- ・ 臨時災害放送局開設の免許取得。(災害時には、通常より簡便な手続きで免許)。
- ・ コミュニティFMスタジオ、設備、機材等の設置
- ・ 番組制作・送出

【連絡先】

- ・ 日本コミュニティ放送協会 TEL:03-5776-4657 HP:<http://www.jcba.jp/index.html>
- ・ 電波技術協会 TEL:03-5363-2183 HP:<http://www.reea.or.jp/>
- ・ 中国総合通信局放送部放送課 TEL:082-222-3382

⑤ ラジオ、コミュニティFM(臨時災害放送局)のインターネット配信

Ⅱ-3-② 被災地の支援ニーズの被災地内外の支援団体(NPO等)への情報伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
△	△	△	△	△	○

【利点】

- ・ インターネットに接続できる端末であれば、情報へのアクセス可。(携帯サイトを設けていれば、携帯からも可能。)
- ・ ほとんどの地域において、インターネットとの接続は可能。
- ・ 放送施設の障害、ラジオ端末がないといった状況においても、情報を得ることが可能。
- ・ コミュニティFM(臨時災害放送局)が実施すれば、より、詳細な生活情報の入手が可能。
- ・ 東日本大震災で設置された臨時災害放送局14社が「サイマルラジオ」(<http://www.simulradio.jp/>)で情報配信中。

【留意点】

- ・ 普段、インターネットを利用していない児童、高齢者には、操作は困難。
- ・ 停電、インターネットとの接続手段の障害等が復旧していることが前提。
- ・ インターネットを日常利用していない被災者には情報が伝わりにくい。
※ 避難所に想定されている学校、公民館におけるインターネット接続環境を確認しておくことが必要なのではないか。(避難者、近隣被災者への開放等の可能性)
- ・ 情報の送り手(ラジオ)の側で、自治体から又は個別の情報収集が必要
※ 公共情報コモンズ(②参照)により迅速な情報収集が可能になるのではないか。
※ 情報の迅速な収集のための方策(④参照)を検討すべきではないか。
- ・ 情報の送り手(ラジオ)の側で、著作権等知的財産権にかかる処理が必要。

【実施方法】

- ・ ラジオ、コミュニティFM等各社において実施。

【連絡先】

- ・ サイマルラジオ(<http://www.simulradio.jp/contact/index.html>)(メール問い合わせフォーム)
- ・ 中国総合通信局放送部放送課 TEL :082-222-3382

⑥ ワンセグ放送

- Ⅱ-1-① 屋外の住民等への情報伝達の確保
- Ⅱ-1-② 具体的避難行動等の詳細な情報伝達
- Ⅱ-2-② 避難所への避難、停電等の場合における被災者への情報伝達
- Ⅱ-3-① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供
- Ⅱ-3-③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
○	△	○	○	△	△

【利点】

- ・ 大部分の端末は、ワンセグ機能付き
- ・ 地上波が受信可能であれば、受信可能。
- ・ (携帯利用者であれば) 追加的なコストは発生しない。
- ・ 普段、ワンセグを利用していれば、児童、高齢者にも操作は容易。
- ・ 基本的に地上波と同等の情報伝達が可能。

【留意点】

- ・ 高齢者、こども向け携帯の一部、古い機種については、機能がないものも有り。
- ・ 地上波デジタルの難視聴地区では、受信不可。
- ・ 普段、ワンセグを使用していない児童、高齢者には、操作が困難。
- ・ 地上波の場合、情報量には限界。

【実施方法】

- ・ NHK、民放事業者によって放送

【連絡先】

- ・ 中国総合通信局放送部放送課 TEL:082-222-3382

⑦ エリアワンセグ放送

- Ⅱ-1-① 屋外の住民等への情報伝達の確保
- Ⅱ-1-② 具体的避難行動等の詳細な情報伝達
- Ⅱ-2-② 避難所への避難、停電等の場合における被災者への情報伝達
- Ⅱ-3-① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供
- Ⅱ-3-③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
○	×	○	×	△	○

【利点】

- ・ 大部分の端末は、ワンセグ機能付き
- ・ 地上波が受信可能でなくても、送信機等(200～400万円)を設置すれば、受信可能。
※ 中国地域では、広島市(平和記念公園)、鳥取市が実施。宮城県栗原市では、災害向けに実験を実施(資料3-4参照)
- ・ (携帯利用者であれば)追加的なコストは発生しない。
- ・ 普段、ワンセグを利用していれば、児童、高齢者にも操作は容易。
- ・ 具体的避難行動等の比較的詳細な情報伝達が可能。

【留意点】

- ・ 高齢者、こども向け携帯の一部、古い機種については、機能がないものも有り。
- ・ エリアワンセグについては、自治体等が施設の整備、運用等を行う必要があり、コストが発生。
※ 通常は、観光情報、行政情報等の送信に利用することは可能。
- ・ 普段、ワンセグを使用していない児童、高齢者には、操作が困難。

【実施方法】

- ① 送信機等(一式200万円～400万円)の設置
- ② 番組の制作・送出

【連絡先】

- ・ 広島市 広島P2ウォーカー運営協議会(事務局:広島市情報政策部情報政策課 TEL:082-504-2693
システム運用:中国放送コンテンツセンター TEL:082-222-1157)
- ・ 鳥取市 中海テレビ放送(ホワイトスペース特区実施主体) TEL:0859-29-2211 HP:http://www.chukai.co.jp
- ・ 中国総合通信局無線通信部企画調整課 TEL:082-222-3355

⑧ エリアメール

- Ⅱ-1-① 屋外の住民等への情報伝達の確保
- Ⅱ-1-② 具体的避難行動等の詳細な情報伝達
- Ⅱ-1-③ 深夜帯等の情報伝達
- Ⅱ-2-② 避難所への避難、停電等の場合における被災者への情報伝達
- Ⅱ-3-① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供
- Ⅱ-3-③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
○	×	○	△	△	△

【利点】

- ・ エリア内であれば、誰にでも(一時滞在者を含む)、情報伝達が可能。
- ・ (携帯利用者であれば)追加的なコストは発生しない。
- ・ 普段、メールを利用していれば、児童、高齢者にも操作は容易。 ※ 特段の操作なしでも、メッセージはポップアップで表示。
- ・ ある程度の情報量(具体的避難行動等)の情報伝達可。
- ・ 緊急地震速報と同様の方式で伝送されるため、通常のメールの一斉送信より短時間で伝達可。

【留意点】

- ・ サービス提供者がNTTドコモのみで、メールを受信できるのはドコモユーザーのみ。
※ 他の携帯事業者にも、サービス導入を要望し、1社に申し込めば、全ての携帯端末が受信可能とすることが望ましいのではないかと。(KDDIも来春導入予定)
- ・ 自治体等が、NTTドコモのサービスを利用することが必要。(中国地域では、下関市、広島市が導入。)
- ・ 情報提供者(自治体等)側に、NTTへサービス料金支払いが発生

【実施方法】

- ・ 携帯通信事業者(現在、NTTドコモのみ)と利用契約を締結 NTTドコモ: 契約事務手数料 2,100円 月額 24,150円～

【連絡先】

- ・ NTTドコモ ドコモ・インフォメーションセンター TEL:0120-800-000
- ・ 中国総合通信局情報通信部電気通信事業課 TEL:082-222-3375

⑨ 一斉同報メール

- Ⅱ-1-① 屋外の住民等への情報伝達の確保
- Ⅱ-1-② 具体的避難行動等の詳細な情報伝達
- Ⅱ-1-③ 深夜帯等の情報伝達
- Ⅱ-2-② 避難所への避難、停電等の場合における被災者への情報伝達
- Ⅱ-3-① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供
- Ⅱ-3-③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被災者への支援情報の伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
○	○	○	△	△	△

【利点】

- ・ 携帯のサービスエリア内であれば、受信可能。ほぼ、全機種でメール送受信可。
- ・ (携帯利用者であれば)追加的なコストは発生しない。(通常のパケット通信料等は必要)
- ・ 普段、メールを利用していれば、児童、高齢者にも操作は容易。
- ・ ある程度の情報量(具体的避難行動等)の情報伝達可。

【留意点】

- ・ 情報提供者(自治体等)側に、登録システム、アドレスの管理等の維持管理コストが発生。
※ 日常は、行政情報提供システムとして活用すること、複数の自治体で、まとめて委託すること等による負担軽減は可能か？
- ・ 利用者側で、登録手続きが必要。
- ・ 普段、メールを使用していない児童、高齢者には、操作が困難。
- ・ 限られたエリアで、多数のメールを一斉に送信する場合、メール到着に時間を要する可能性。

【実施方法】

- ① 住民の登録システムの準備
- ② 一斉配信システムの準備

【連絡先】

- ・ NTTドコモ ドコモ・コーポレートインフォメーションセンター TEL:0120-808-539
- ・ KDDI 中国総支社 TEL:082-242-0163
- ・ ソフトバンクモバイル 中四国技術部 TEL:082-224-2310

⑩ 携帯電話による緊急地震速報

Ⅱ-1-① 屋外の住民等への情報伝達の確保
Ⅱ-1-③ 深夜帯等の情報伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
△	○	○	○	○	×

【利点】

- ・ 携帯のサービスエリア内であれば、マナーモード、公共(ドライブ)モードでも自動起動。
- ・ 利用者側で特別の設定、操作の必要がない。(2008年秋モデル以前のもものは、初期設定の操作が必要。
- ・ (携帯利用者であれば)追加的なコストは発生しない。

【留意点】

- ・ 2007年以降の機種しか、機能がない。また、一部機種は機能がない。
- ・ 地震以外の警報等には、対応していない。
- ・ 情報量は、極めて少ない。
※ 短時間での地震の危険性を警告し、避難行動等を促すという意味で、必要最低限の情報は伝わる。

【実施方法】

- ・ 携帯電話事業者によって実施。

【連絡先】

- ・ NTTドコモ ドコモ・インフォメーションセンター TEL:0120-800-000
- ・ KDDI 中国総支社 TEL:082-242-0163
- ・ ソフトバンクモバイル 中四国技術部 TEL:082-224-2310

⑪ ポータルサイト

Ⅱ-3-② 被災地の支援ニーズの被災地内外の支援団体(NPO等)への情報伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
△	△	△	△	△	○

【利点】

- ・ インターネットに接続できる端末であれば、情報へのアクセス可。(携帯サイトを設けていれば、携帯からも可能。)
- ・ ほとんどの地域において、インターネットとの接続は可能。
- ・ 放送施設の障害、ラジオ端末がないといった状況においても、情報を得ることが可能。

【留意点】

- ・ 普段、インターネットを利用していない児童、高齢者には、操作は困難。
- ・ 停電、インターネットとの接続手段の障害等が復旧していることが前提。
- ・ インターネットを日常利用していない被災者には情報が伝わりにくい。
 - ※ 避難所に想定されている学校、公民館におけるインターネット接続環境を確認しておくことが必要なのではないか。(避難者、近隣被災者への開放等の可能性)
- ・ 情報の送り手(ポータルサイト運営者)の側で、自治体から又は個別の情報収集が必要
 - ※ 公共情報コモンズ(23参照)により迅速な情報収集が可能になるのではないか。
 - ※ 情報の迅速な収集のための方策(24参照)を検討すべきではないか。
- ・ 情報の正確性、信頼性については、留意することが必要。
 - ※ 市町村において、予め、ポータルサイトの準備をしておくことが望ましいのではないか。(地元ボランティア等との事前調整が必要?)

【実施方法】

- ・ 市町村等によるサイトの開設。

⑫ 新聞電子版(災害特集)

Ⅱ-3-① 被災者へのきめ細かな生活関連情報の提供

Ⅱ-3-② 被災地の支援ニーズの被災地内外の支援団体(NPO等)への情報伝達

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
○	○	△	○	△	○

【利点】

- ・ インターネットに接続できる端末であれば、情報へのアクセス可。(携帯サイトを設けていれば、携帯からも可能。)
- ・ ほとんどの地域において、インターネットとの接続は可能。
- ・ 特殊な端末、手続き等は必要がない。
- ・ 普段、インターネットを利用していれば、児童、高齢者でも操作は容易。
- ・ 被災地の新聞社は、もっとも正確かつ詳細な情報を有するメディアの一つ。
- ・ 情報の保存性(いつでも見ることができる)、一覧性、検索性がある。

【留意点】

- ・ 停電、インターネットとの接続手段の障害等が復旧していることが前提。
- ・ インターネットを日常利用していない被災者には情報が伝わりにくい。
 - ※ 避難所に想定されている学校、公民館におけるインターネット接続環境を確認しておくことが必要なのではないか。(避難者、近隣被災者への開放等の可能性)
- ・ 情報の送り手(新聞)の側で、自治体から又は個別の情報収集が必要
 - ※ 公共情報コモンズ(⑫参照)により迅速な情報収集が可能になるのではないか。
 - ※ 情報の迅速な収集のための方策(⑫参照)を検討すべきではないか。

【実施方法】

- ・ 各新聞社において掲載。

⑬ デジタルサイネージ

Ⅱ-1-① 屋外の住民等への情報伝達の確保

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
—	×	×	△	○	△

【利点】

- ・ 交通機関、屋外等に設置可能。
- ・ 短時間での表示切り替えが可能で、通常は、行政情報、イベント情報等の配信に利用可能。
※ 広島市においては、紙屋町、地下街「シャレオ」や広島バスセンターなど市内7か所に設置。
- ※ 広島市デジタルサイネージ推進事業 (<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1271922782470/index.html>)
- ・ 特殊な端末、操作等は必要がない。

【留意点】

- ・ 情報が配信できるのは、デジタルサイネージ設置箇所周辺のみ。
- ・ 機器の設置コスト、ランニングコスト等が必要。

【実施方法】

- ・ デジタルサイネージ送信システム、表示装置の設置
- ・ 表示内容の作成・送信

【連絡先】

- ・ 広島市企画総務局情報政策部情報政策課 TEL:082-504-2693 info-sys@city.hiroshima.jp
- ・ 中国総合通信局情報通信部情報通信振興課 TEL:082-222-3322

⑭ 自動起動端末(テレビ、ラジオ等)

I-1-③ 【目的】深夜帯等における情報伝達を確保するための方策

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	情報リテラシー	情報量
×	○	△	△	○	×

【利点】

- ・ 対応する端末であれば、電源を切っても(待機状態であれば)、自動的に起動。
- ・ 放送エリアであれば、(CATV経由で視聴している場合においても)受信可。

【留意点】

- ・ 対応している端末はごく少ない。(専用の機器もあるが、極めて少数)

【実施方法】

【連絡先】

- ・ 中国総合通信局放送部放送課 TEL:082-222-3382

⑮ インターネットの活用

Ⅱ-2-③ 被災地内における公衆通信による情報流通の確保

Ⅱ-3-③ 在宅被災者の支援ニーズの把握、在宅被害者への支援情報の提供

比較的災害に強いインターネット経由の通信(IPネットワーク)によって、被災状況等の情報を収集し、被災地外に連絡する手段を確保しておくことが望ましいのではないか。

【具体的方策(例)】

- ① 自治体のツイッターに災害関連情報を集約
※ 鳥取県が公式ツイッターサイト「トリッター」(<http://twitter.pref.tottori.lg.jp/>)で災害情報の交換を開始(2011.1～)
平常時は、行政情報の提供等に活用。
- ② SNSによって、災害関連情報を集約・伝達
※ 県、市町村担当者等が、予め登録する等によって、情報の正確性を担保することが必要ではないか。

【連絡先】

- ・ 鳥取県統轄監広報課 TEL:0857-26-7755

⑩ 衛星携帯電話

Ⅱ-2-① 想定していた情報伝達手段が機能しない場合における被災状況等の把握

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	操作性	情報量
△	○	○	△	△	—

【利点】

- ・ 緊急時の通信手段として、準備している地方自治体も多い。東日本大震災の際、総務省、各通信事業者から計1,228台が被災地に提供された。
- ・ 衛星を利用するため、全国どの地域においても、送受信可。
- ・ 停電においても、利用可。(定期的なチェックが必要)

【留意点】

- ・ 平常時においても基本使用料などコストが必要。
- ・ 操作は、複雑ではないが、事前に習熟しておくことが望ましい。

【実施方法】

- ・ 各通信事業者と衛星携帯電話利用契約を締結
 NTTドコモ: ワイドスター⇒基本使用料(15,750円/月)、通話料(47.25円/30秒)等
 KDDI: インマルサット⇒基本使用料(5,000円/月)、通話料(17円/6秒)等
 イリジウム⇒基本使用料(5,000円/月)、通話料(55円/20秒)等
 日本デジコム: インマルサット⇒基本使用料(\$39.99/月)、通話料(\$0.86/60秒)等
 JSAT MOBILE : インマルサット⇒基本使用料(\$41/月)、通話料(\$0.88/60秒)等

【連絡先】

- ・ NTTドコモ TEL:0120-616-360
- ・ KDDI TEL:082-545-1044 日本デジコム TEL:03-3523-1335 JSAT MOBILE Communications TEL:03-6459-1170
- ・ 中国総合通信局情報通信部電気通信事業課 TEL:082-222-3375

⑰ 簡易無線

Ⅱ-2-① 想定していた情報伝達手段が機能しない場合における被災状況等の把握

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	操作性	情報量
△	△	○	△	△	—

【利点】

- ・ 一定の範囲内であれば、全国どこでも利用可能。(登録、免許は必要)
- ・ 無線従事者資格が必要ないため、誰でも利用できる。東日本大震災の際、総務省、全国陸上無線協会等から1,221台が被災地に提供された。
- ・ 停電においても、利用可。(定期的なチェックが必要)
- ・ 音声通話だけでなく、データ、映像の送信も可能。
- ・ デジタル方式の場合、空きチャンネルを自動的に探して通信を行うため、輻輳が置きにくい。また、一斉同報も可能。

【留意点】

- ・ 見通しがきかない地点間の通信は不可。
- ・ 端末のコストが必要。
- ・ 操作は、複雑ではないが、事前に習熟しておくことが望ましい。

【実施方法】

- ・ 簡易無線の登録・免許の取得(大災害発生時には臨機の措置により、電話による一報で免許取得可能。
- ・ 簡易無線の購入 10万円程度

【連絡先】

- ・ 全国陸上無線協会 中国支部 TEL:082-227-8001 HP:<http://www.rmk.or.jp/index.html>
- ・ 中国総合通信局無線通信部陸上課 TEL:082-222-3362

⑱ MCA無線

Ⅱ-2-① 想定していた情報伝達手段が機能しない場合における被災状況等の把握

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	操作性	情報量
△	△	○	△	△	—

【利点】

- ・ MCAのサービスエリア内であれば、見通しがきかない地点間でも送受信可。東日本大震災の際、総務省、移動無線センター等から310台が被災地に提供された。
 - ・ 無線従事者資格が必要ないため、誰でも使用できる。
 - ・ 停電においても、利用可。(定期的なチェックが必要。)
 - ・ 音声通話だけでなく、データ、映像の送信も可能。
 - ・ エリア内では、比較的多数の端末が利用でき、一斉同報通信も可能。
- ※ 中国地域では、異動系防災行政無線(の補完手段)として、鳥取市、米子市で導入。端末を学校、公民館等にも配備。

【留意点】

- ・ MCAのサービスエリア内でなければ、利用不可。
 - ・ 毎月の利用料が必要。
- ※ 一斉同報等の機能を活用した平常時における活用(行政情報の伝達等)を検討することが必要ではないか。
- ・ 操作は、複雑ではないが、事前に習熟しておくことが望ましい。

【実施方法】

- ・ 移動無線センターへの利用申し込み・契約 利用料 2,415円/台・月

【連絡先】

- ・ 移動無線センター 中国センター TEL:082-232-8484 HP:http://www.mrc.or.jp/chumrc/
- ・ 中国総合通信局無線通信部陸上課 TEL:082-222-3362

⑱ アマチュア無線

Ⅱ-2-① 想定していた情報伝達手段が機能しない場合における被災状況等の把握

端末等の汎用性	サービスの汎用性	停電	コスト	操作性	情報量
△	△	×	△	△	—

【利点】

- ・ 比較的遠距離であっても、情報の送受信可。
- ・ (地域のアマチュア無線家に協力を仰ぐことにより)コスト、操作性の問題は発生しない。

【留意点】

- ・ 伝えるべき情報の伝送に時間を要し、迅速性に欠けるおそれがある。
- ・ アマチュア無線家が被災した場合には、機能しない可能性。
※ 情報の伝達方法、依頼するアマチュア無線家のリスト等について、事前に調整しておくことが必要なのではないか。

【実施方法】

- ・ 日本アマチュア無線連盟各支部との災害協定の締結等

【連絡先】

- ・ 日本アマチュア無線連盟 中国地方本部 TEL:0823-33-4246 HP:<http://www.jarl.com/chugoku/>
- ・ 中国総合通信局無線通信部陸上課 TEL:082-222-3362

⑳ 他の公的機関の通信網

Ⅱ-2-① 想定していた情報伝達手段が機能しない場合における被災状況等の把握

他の通信手段が失われ、かつ、緊急の通信の必要性がある等の場合には、地方整備局の通信網、警察・消防の通信網を活用することも選択肢の一つとして想定しておくことが望ましいのではないかと。

【具体的方策(例)】

- ① 同一市町村に所在する他の公的機関との間で、緊急の必要性が生じた時の連絡窓口、活用方法等について、調整を行い、可能な場合には、災害時の協力のルールを予め定めておく。
【留意点】
 - ・ 他の公的機関の通信網も災害時には、それぞれが果たすべき、喫緊かつ重要な役割があるため、原則的にバックアップの手段として想定しておくことは適切ではない。
- ② 県が、他の公的機関との間で、県内での利用に関する包括的な合意を行う。
【留意点】
 - ・ ①と同様の点に留意することが必要と思われる。

⑳ 役場が被災した場合の方策

Ⅱ-2-① 想定していた情報伝達手段が機能しない場合における被災状況等の把握

庁舎の耐震性が低い場合や各種ハザードマップにおいて危険度の高い地域に所在する場合等には、庁舎の全部又は一部損壊を想定して、バックアップの情報収集・発信拠点を準備しておくことが望ましいのではないかと。

【具体的方策(例)】

- ① 耐震性が高い建造物に所在する公的機関又は事業所、ハザードマップにおいて危険度の低い地域に所在する公的機関又は事業所等、被災の可能性の低いものに対して、庁舎が被災した場合において、一部スペースの貸与を受けて、予備的な情報収集・発信の拠点とする。

【留意点】

- ・ 貸与を受ける際の手続き、貸与を受けるスペース、使用する通信回線、通信機器等について、予め調整、合意しておくことが望ましいのではないかと。
- ・ 情報収集・発信に必要な連絡先等の資料については、庁舎が損壊した場合においても、利用可能な措置を講じておくべきではないかと。(紙ベース及び電子ベース双方で利用可能にしておく等)

- ② 耐震性が高い建造物又は(及び)ハザードマップにおいて危険度の低い地域に所在する避難所(学校、公民館等)に、予め、(最低限の)情報収集・発信が可能な設備・機器を準備しておく。

【留意点】

- ・ 情報収集・発信に必要な連絡先等の資料については、当該避難所においても利用可能な措置を講じておくべきではないかと。(紙ベース及び電子ベース双方で利用可能にしておく等)

② 安心・安全公共コモンズ

被害の程度を抑制するために、災害発生前及び発生時に、できるだけ迅速で詳細な情報を地域住民等に提供するとともに、被災者の負担を軽減するために、災害発生後に、できるだけ迅速できめ細かな情報を被災者等に提供するために、市町村、インフラ事業者等の情報発信者の情報をサーバーに集約し、放送事業者、通信事業者、新聞社等の情報伝達者がアクセスすることによって、情報の迅速かつ円滑な流通を実現すべきではないか。

【利点】

- ① 情報発信者のメリット
 - ・ 住民の居場所に関わらず、多様なメディアを通じて緊急性の高い情報を迅速かつ確実に伝達可能。
 - ・ 安心・安全公共コモンズへの入力のみで、多様なメディアへの情報伝達が可能となり、入力作業の負荷の軽減。
 - ・ 緊急性の高い情報を、放送等のもつ速報性、同報性等を活かして迅速かつ正確に地域住民に伝達可能。
- ② 情報伝達者のメリット
 - ・ 多様なフォーマットに自動的に変換するため、データ入力不要。
 - ・ コミュニティFMやCATV等においても、より広域かつ詳細な災害情報が入手可能。
- ③ 地域住民のメリット
 - ・ テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等、多様なメディアを通して、災害関係の情報を迅速に入手可能。

【留意点】

- ・ 「安心・安全公共コモンズ」に関しては、集約する情報の内容、接続方法、コスト、参加者の範囲等について検討が必要。

【実施方法】

- ・ 「安心・安全公共コモンズ」の検討をはじめ、情報発信者と情報伝達者との間の情報の迅速かつ円滑な流通に資するシステムの実現に向けた諸課題を検討するための場を設ける。

【連絡先】

- ・ マルチメディア振興センター TEL: 03-5403-1090 HP: <http://www.fmmc.or.jp/>
- ・ 中国総合通信局情報通信振興課 TEL: 082-222-3322

(参考) 安心・安全公共コモンズ の概念 (<http://www.fmmc.or.jp/commons/gainen/index.html>)

②③ 情報の迅速な収集のための対応策

特に、復旧・支援期において、地域の各商店、ガソリンスタンド、病院等、生活に密接に関わる施設等の被災・営業状況の確認には、大きな人的資源と時間を要するが、被災地では、取材にあたる人的資源自体が不足する可能性があることから、メディア間での取材の役割分担やCATV、コミュニティFM等の地域密着したメディアでは、商店、病院等のそれら施設が自らの被災・営業状況を地域メディアに連絡してもらう等の手段で、迅速かつ円滑に情報を収集する方策を検討すべきではないか。

【具体的方策(例)】

- ① メディア間の取材の役割分担。
 - － 同一地域に所在するCATV、コミュニティFM間の役割分担
 - － 新聞、放送、CATV、コミュニティFM等の異なるメディア間の役割分担
 - － 取材した結果の「公共情報 commons」への集約
- ② 店舗、医療施設等からの情報収集システム
 - － 自治体若しくは商工会議所等の団体を通じて、被災時の情報伝達を行うメディア(コミュニティFM、CATV等)への被災・営業状況の情報提供依頼(電話番号、メールアドレス等をあわせて周知)
 - － 平常時からのコミュニティFM、CATV等自らの放送などを通じて呼びかけ等を通じた、被災・営業状況の自発的な情報提供の浸透

②④ 災害発生時の公衆通信輻輳回避

Ⅱ-2-③ 被災地内における公衆通信による情報流通の確保

大規模災害発生時における公衆通信の輻輳を回避するため、安否確認のための災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、メールの利用勧奨等、様々な周知・浸透のための活動を行い、被災地内(及び被災地と被災地外)における重要な(優先度の高い)情報収集・発信の選択肢の一つとして、活用可能な環境を整える必要があるのではないか。

【具体的方策(例)】

- ① 通信事業者自らが行う周知・広報
 - － 節目(防災の日、3.11等)における災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板の周知のための広報(新聞、テレビ等)
 - － 利用者に対する災害伝言ダイヤル、災害用伝言板の利用方法を説明したカード、シールの作成
- ② 関係機関の災害関連ページにおける災害伝言ダイヤル、災害伝言板の利用方法の説明(又は事業者HPへのリンク)
- ③ 防災訓練における災害伝言ダイヤル、災害用伝言板の模擬訓練
- ④ ネット、携帯の利用に関する啓発活動(e-ネットキャラバン等)における、災害用伝言板、災害伝言ダイヤルの周知
- ⑤ 社員、職員の安否確認におけるメール(又はSNS等のインターネット)使用の勧奨(中経連、各地の商工会議所へのお願い等)

ケーブルテレビ事業者の災害協定の一覧表

県名	事業者名	運用協定の有無	運用協定の内容	主な施設区域
鳥取県	(株)中海テレビ放送	有り(全エリアの市町村)	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	米子市、境港市、日吉津村、南部町、伯耆町(旧 岸本町)、日南町
	日本海ケーブルネットワーク(株)	有り(鳥取市のみ)	自主放送により災害緊急情報を放送(データ放送、L字放送可能)市からの要請による放送も可能	鳥取市、倉吉市、三朝町、岩美町
	(株)鳥取テレビア			鳥取市
	鳥取中央有線放送(株)	なし		湯梨浜町、北栄町、琴浦町
鳥根県	山陰ケーブルビジョン(株)	有り(松江市のみ)	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	松江市、安来市、東出雲町
	出雲ケーブルビジョン(株)	有り	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	出雲市(旧 平田市を除く)、斐川町
	石見ケーブルビジョン(株)	有り(浜田市のみ)	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	浜田市(旧三隅町を除く)、江津市
	ひらたCATV(株)	有り	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	出雲市(旧 平田市)
	石見銀山テレビ放送(株)	なし		大田市
岡山県	(株)倉敷ケーブルテレビ	有り	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	倉敷市、総社市、玉野市、岡山市灘崎町、都窪郡早鳥町
	岡山ネットワーク(株)	有り	岡山県ケーブルテレビ振興協議会と岡山県危機管理課間で災害情報の協定	岡山市、吉備中央町、久米南町
	玉島テレビ放送(株)	有り	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	倉敷市
	井原放送(株)	有り	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	井原市、広島県福山市神辺町
	(株)ケーブルネットワーク金光	有り	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	浅口市金光町
	(株)吉備ケーブルテレビ	なし		高梁市、新見市、吉備中央町
	(株)テレビ津山	なし		津山市、鏡野町(旧 鏡野町)、勝央町、美咲町(旧 柵原町)
	笠岡放送(株)	有り	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	笠岡市、浅口市(旧 鴨方町、旧 寄島町)、里庄町
	日生有線テレビ(株)	なし		備前市日生町、備前市穂浪
	矢掛放送(株)	有り	自主放送により災害緊急情報を放送市からの要請による放送も可能	矢掛町、倉敷市真備町
広島県	(株)ひろしまケーブルテレビ	なし		広島市、呉市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町
	(株)ふれあいチャンネル	なし		広島市、廿日市市、大竹市、海田町
	尾道ケーブルテレビ(株)	なし		尾道市
	三原テレビ放送(株)	なし		三原市(旧 三原市、旧 大和町)、世羅町
	(株)ケーブル・ジョイ	なし		府中市、福山市新市町、神石高原町
	(株)東広島ケーブルメディア	なし		東広島市
	㈱三次ケーブルビジョン	なし		三次市
	(株)たけはらケーブルネットワーク	なし		竹原市
山口県	萩ケーブルネットワーク(株)	なし		萩市(旧 萩市、旧 須佐町、旧 田万川町)、阿武町
	(株)アイ・キャン	なし		岩国市、和木町、周防大島町
	山口ケーブルビジョン(株)	なし		山口市、防府市、宇部市、美祿市(旧 美東町、旧秋芳町)
	Kビジョン(株)	なし		下松市、光市、周南市(旧 熊毛町)、上関町、平生町
	(株)シティーケーブル周南	なし		周南市(旧徳山市、旧新南陽市、旧鹿野町)
	(株)ケーブルネット下関	なし		下関市
	(株)周防ケーブルネット	なし		柳井市の一部

協定有りは、34事業者中14事業者

コミュニティFM放送事業者の災害協定一覧表

資料3-2

県別	自治体別	放送事業者名	災害協定の有無	運用協定の概要(主なもの)
鳥取県	鳥取市	㈱FM鳥取	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる
鳥取県	米子市	㈱DARAZUコミュニティ放送	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる
島根県	出雲市	㈱エフエムいずも	市と協議中	
岡山県	倉敷市	㈱エフエムくらしき	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる
岡山県	岡山市	㈱岡山シティエフエム	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる 国土交通省岡山河川工事事務所からの要請により緊急放送を行うことができる
岡山県	笠岡市	エフエムゆめウェーブ㈱	有り	笠岡市、浅口市、里庄町及び笠岡地区消防組合の要請により災害緊急放送を実施することができる
岡山県	津山市	㈱つやまコミュニティFM	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる
岡山県	津山市	㈱エフエム津山	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる
広島県	福山市	㈱エフエムふくやま	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる 通常番組に割り込み緊急告知放送設備を利用した放送を行うこと 国土交通省福山河川工事事務所からの要請により緊急放送を行うことができる
広島県	尾道市	尾道エフエム放送㈱	有り	市から災害情報等放送業務委託を受け各種災害情報に関する放送を行う 国土交通省福山河川国道事務所からの要請により緊急放送を行うことができる
広島県	広島市	㈱中国コミュニケーションネットワーク	有り	県警の要請により緊急時の犯罪・事故・災害情報、行方不明者情報等を放送することができる 国土交通省太田川河川工事事務所からの要請により緊急放送を行うことができる
広島県	広島市	㈱エフエムハムスター	有り	安佐南区役所の要請により災害緊急放送を実施することができる
広島県	廿日市市	㈱FMはつかいち	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる
山口県	萩市	㈱エフエム萩	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる
山口県	下関市	㈱コミュニティエフエム下関	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる
山口県	宇部市	㈱エフエムきらら	有り	宇部市及び小野田市の要請により災害緊急放送を実施することができる
山口県	周南市	エフエム周南㈱	有り	周南市及び下松市の要請により災害緊急放送を実施することができる
山口県	防府市	㈱ブラザFM	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる 通常番組に割り込み緊急告知放送設備を利用した放送を行うこと 国土交通省山口河川国道事務所からの要請により緊急放送を行うことができる
山口県	長門市	㈱FMながと	有り	市の要請により災害緊急放送を実施することができる

設備等の使用に関する協定は除いた

「東日本大震災」に伴う臨時災害放送局の開設状況

平成23年5月17日現在

● 被災者向けにラジオで地域密着情報を届けるため、臨時災害放送局等がこれまでに24局(中継局3局を除く。)開設されています。

※廃止・運用休止中の花巻市、奥州市、福島市、つくば市については、通常のコミュニティFM局として運用中

- 凡例
- 〇〇町 自治体が新規開局
 - 市 コミュニティFM局がベース

岩手県

花巻市(廃止)
親局及び
中継局2局
78.7MHz
H23.3.11
(H23.4.3)

奥州市(廃止)
77.8 MHz
H23.3.12
(H23.3.29)

宮古市
77.4 MHz
H23.3.19

釜石市
86.0 MHz
H23.4.7

大船渡市
[親局]
78.5 MHz
H23.3.28
[中継局(南西部)]
80.5 MHz
H23.4.7

気仙沼市
[気仙沼局]
77.5 MHz
H23.3.22

気仙沼市
[本吉局]
76.8 MHz
H23.4.22

宮城県

登米市
76.7 MHz
H23.3.16

大崎市(廃止)
79.4 MHz
H23.3.15
(H23.5.14)

塩竈市
78.1 MHz
H23.3.18

名取市
80.1 MHz
H23.4.7

岩沼市
77.9 MHz
H23.3.20

※福島市(運用休止)
76.2 MHz
H23.3.16 (H23.3.25)

福島県

須賀川市
80.7 MHz
H23.4.7

石巻市
76.4 MHz
H23.3.16

女川町
79.3 MHz
H23.4.21

南三陸町
80.7MHz
H23.5.17

亶理町
79.2 MHz
H23.3.24

山元町
80.7 MHz
H23.3.21

相馬市
76.6 MHz
H23.3.29

茨城県

鹿嶋市 76.7MHz H23.3.12

つくば市 84.2MHz H23.3.14
※H23.4.15付で運用休止

いわき市
77.5 MHz
H23.3.28

南相馬市
79.5 MHz
H23.4.15

臨時災害放送局（FM放送）の開設実績

1 平成7年1月17日の阪神淡路大震災関連

- ① 免許主体 : 兵庫県
- ② 免許期間 : 平成7年2月14日～3月31日
- ③ 周波数等 : 79.6MHz 300W
- ④ 放送区域 : 神戸市、芦屋市、西宮市及び周辺の一部地域

2 平成12年3月31日の有珠山噴火関連

- ① 免許主体 : 虻田町
- ② 免許期間 : 平成12年5月8日～平成13年3月31日
- ③ 周波数等 : 76.1MHz 30W
- ④ 放送区域 : 虻田町、豊浦町及び周辺の一部地域

3 平成16年10月23日の新潟県中越地震関連(長岡市)

- ① 免許主体 : 長岡市
- ② 免許期間 : 平成16年10月27日～平成16年12月27日
- ③ 周波数等 : 76.4MHz 50W
- ④ 放送区域 : 長岡市及び周辺の一部地域

4 平成16年10月23日の新潟県中越地震関連(十日町市)

- ① 免許主体 : 十日町市
- ② 免許期間 : 平成16年10月29日～平成16年11月30日
- ③ 周波数等 : 76.6MHz 10W
- ④ 放送区域 : 十日町市及び周辺の一部地域

5 平成19年7月16日の新潟県中越沖地震関連(柏崎市)

- ① 免許主体 : 柏崎市
- ② 免許期間 : 平成19年7月25日～平成19年8月25日
- ③ 周波数等 : 80.7MHz 10W
- ④ 放送区域 : 柏崎市、出雲崎町及び長岡市の各一部

6 平成23年1月の東北豪雪関連（横手市）

- ① 免許主体 : 横手市
- ② 免許期間 : 平成23年1月25日～ 3月31日
- ③ 周波数等 : 77.4MHz 20W
- ④ 放送区域 : 秋田県横手市の一部

※ 東北地方太平洋沖地震関連の臨時災害放送局としても運用

7 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（花巻市）

- ① 免許主体 : 花巻市
- ② 免許期間 : 平成23年3月11日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 78.7MHz 100W
- ④ 放送区域 : 岩手県花巻市の一部

8 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（奥州市）

- ① 免許主体 : 奥州市
- ② 免許期間 : 平成23年3月12日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 77.8MHz 150W
- ④ 放送区域 : 岩手県奥州市の一部

9 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（鹿嶋市）

- ① 免許主体 : 鹿嶋市
- ② 免許期間 : 平成23年3月12日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 76.7MHz 50W
- ④ 放送区域 : 茨城県鹿嶋市の一部

10 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（つくば市）

- ① 免許主体 : つくば市
- ② 免許期間 : 平成23年3月14日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 84.2MHz 80W
- ④ 放送区域 : 茨城県つくば市の一部

11 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（大崎市）

- ① 免許主体 : 大崎市
- ② 免許期間 : 平成23年3月15日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 79.4MHz 50W
- ④ 放送区域 : 宮城県大崎市の一部

12 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（登米市）

- ① 免許主体 : 登米市
- ② 免許期間 : 平成23年3月16日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 76.7MHz 100W
- ④ 放送区域 : 宮城県登米市の一部

13 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（福島市）

- ① 免許主体 : 福島市
- ② 免許期間 : 平成23年3月16日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 76.2MHz 100W
- ④ 放送区域 : 福島県福島市の一部

14 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（石巻市）

- ① 免許主体 : 石巻市
- ② 免許期間 : 平成23年3月16日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 76.4MHz 100W
- ④ 放送区域 : 宮城県石巻市の一部

15 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（塩竈市）

- ① 免許主体 : 塩竈市
- ② 免許期間 : 平成23年3月18日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 78.1MHz 100W
- ④ 放送区域 : 宮城県塩竈市の一部

16 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（宮古市）

- ① 免許主体 : 宮古市
- ② 免許期間 : 平成23年3月19日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 77.4MHz 20W
- ④ 放送区域 : 岩手県宮古市の一部

17 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（岩沼市）

- ① 免許主体 : 岩沼市
- ② 免許期間 : 平成23年3月20日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 77.9MHz 100W
- ④ 放送区域 : 宮城県岩沼市の一部

18 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（山元町）

- ① 免許主体 : 山元町
- ② 免許期間 : 平成23年3月21日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 80.7MHz 30W
- ④ 放送区域 : 宮城県山元町の一部

19 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（気仙沼市）

- ① 免許主体 : 気仙沼市
- ② 免許期間 : 平成23年3月22日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 77.5MHz 30W
- ④ 放送区域 : 宮城県気仙沼市の一部

20 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（亶理町）

- ① 免許主体 : 亶理町
- ② 免許期間 : 平成23年3月24日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 79.2MHz 30W (4/2周波数変更 旧78.6MHz)
- ④ 放送区域 : 宮城県亶理町の一部

21 平成23年宮崎県新燃岳噴火関連（高原町）

- ① 免許主体 : 高原町
- ② 免許期間 : 平成23年4月1日～平成28年3月31日
(3月25日予備免許)
- ③ 周波数等 : 82.3MHz 20W
- ④ 放送区域 : 宮崎県高原町の一部

22 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（大船渡市）

- ① 免許主体 : 大船渡市
- ② 免許期間 : 平成23年3月28日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 78.5MHz 30W
- ④ 放送区域 : 岩手県大船渡市、陸前高田市の一部

23 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（いわき市）

- ① 免許主体 : いわき市
- ② 免許期間 : 平成23年3月28日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 77.5MHz 100W
- ④ 放送区域 : 福島県いわき市の一部

24 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（相馬市）

- ① 免許主体 : 相馬市
- ② 免許期間 : 平成23年3月29日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 76.6MHz 30W
- ④ 放送区域 : 福島県相馬市の一部

25 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（釜石市）

- ① 免許主体 : 釜石市
- ② 免許期間 : 平成23年4月7日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 86.0MHz 30W
- ④ 放送区域 : 岩手県釜石市の一部

26 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（須賀川市）

- ① 免許主体 : 須賀川市
- ② 免許期間 : 平成23年4月7日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 80.7MHz 30W
- ④ 放送区域 : 福島県須賀川市の一部

27 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（名取市）

- ① 免許主体 : 名取市
- ② 免許期間 : 平成23年4月7日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 80.1MHz 50W
- ④ 放送区域 : 宮城県名取市の一部

28 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（南相馬市）

- ① 免許主体 : 南相馬市
- ② 免許期間 : 平成23年4月15日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 79.5MHz 50W
- ④ 放送区域 : 福島県南相馬市の一部

29 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（女川町）

- ① 免許主体 : 女川市
- ② 免許期間 : 平成23年4月21日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 79.3MHz 20W
- ④ 放送区域 : 宮城県女川町の一部

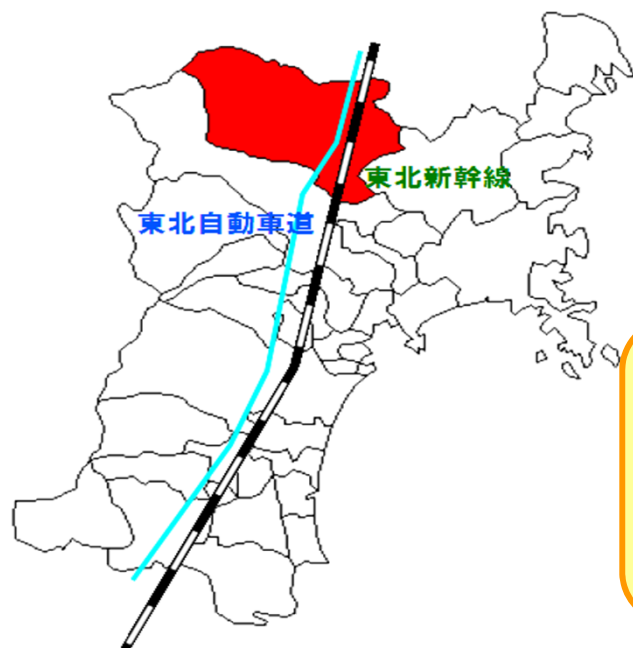
30 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（気仙沼市）

- ① 免許主体 : 気仙沼市
- ② 免許期間 : 平成23年4月22日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 76.8MHz 20W
- ④ 放送区域 : 宮城県気仙沼市の一部（本吉地区）

31 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震関連（南三陸町）

- ① 免許主体 : 南三陸町
- ② 免許期間 : 平成23年5月17日～ 2ヶ月間
- ③ 周波数等 : 80.7MHz 30W
- ④ 放送区域 : 宮城県南三陸町の一部

ホワイトスペース活用によるエリアワンセグでの 災害情報等の配信 (宮城県栗原市の事例)



- ・H17年4月 10町村が合併して誕生
- ・面積: 804.93km²(東京23区とほぼ同じ)
- ・人口: 76,976人(東京都の約0.6%)
H22.7月末(住民基本台帳人口)

岩手・宮城内陸地震発生（H20年6月14日）



▲荒砥沢ダム付近



▲駒ノ湯温泉付近



▲避難の様子



▲避難所の様子

1 災害発生直後

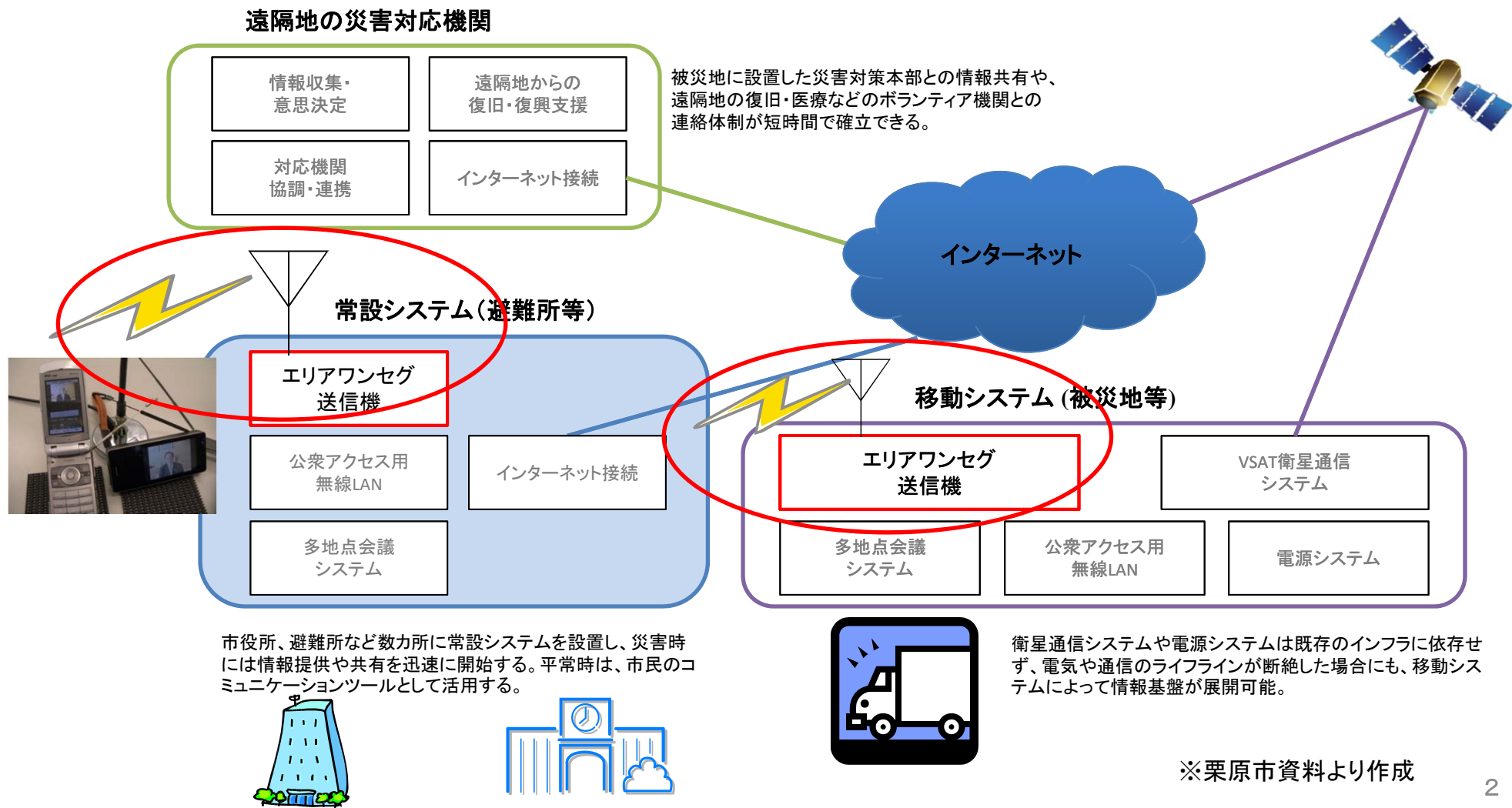
地震により孤立した集落が携帯電話等の電波が弱いエリアだったことから、災害発生直後に正確な現地情報を得ることが困難だった。

2 避難所開設後

避難所に避難する市民は、昼間と夜間、初日とそれ以降などで流動的に推移することから、被害の最新情報や避難生活に係る情報を、均一かつ正確に伝達することが困難だった。

ホワイトスペースを活用した「栗原市災害情報緊急ホットラインシステム」

災害時においてエリアワンセグにより災害情報や地域情報を配信し、災害時における早期情報手段の確保や被災地の安心・安全の確保に寄与する。



栗原市によるホワイトスペースの利活用について

1 災害発生時のホワイトスペース利活用

(1) 情報伝達ツールとしてのエリアワンセグへの期待

- ・紙媒体に依存しない情報提供手段を確保し、一斉配信で正確で迅速な情報伝達を可能とする。
- ・映像、音声、テキストなどのデータや、市長からのメッセージ、地域の被災情報、被災者支援情報を発信する。

<総合防災訓練におけるデモンストレーション>



▲エリアワンセグによる情報提供



▲エリアワンセグの送信機等

2 平常時のホワイトスペース利活用

(1) 日常的な行政情報の発信手段

- ・定期的な行政情報の発信や大規模イベント等での活用を検討する。
将来的には、市民による市民のための情報発信への活用を目指す。

(2) 高齢化・過疎化が進む地域への普及

- ・高齢者の「情報過疎」が課題となっていることから、市内の独居老人や高齢者世帯に対し行政情報を適切に伝える手段として活用を検討する。

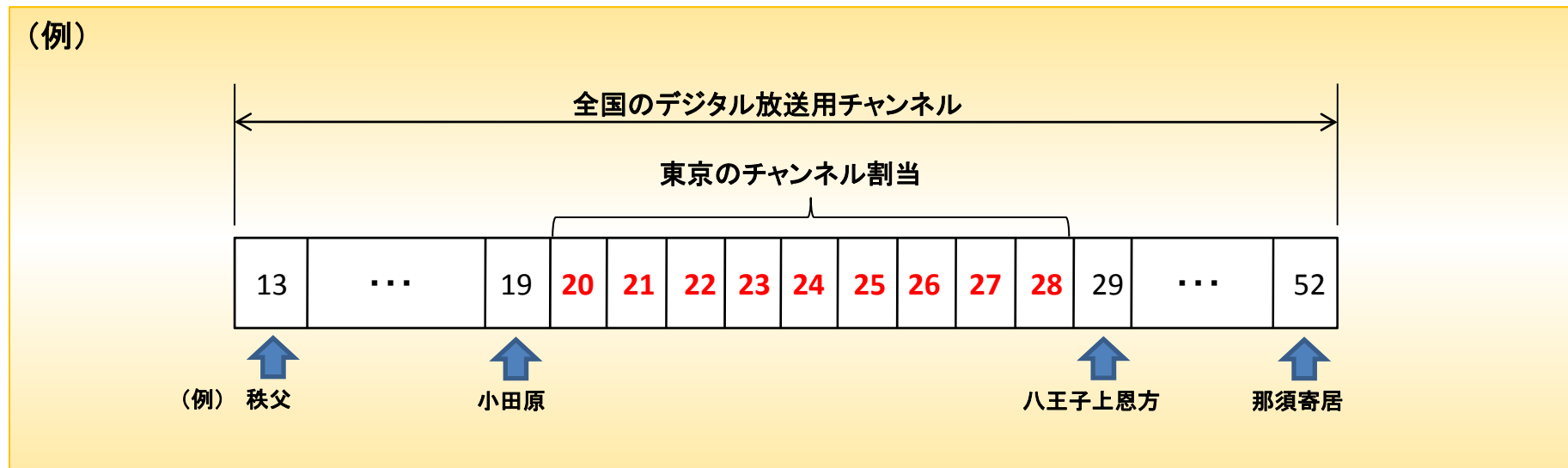
※栗原市資料より作成

【参考】

ホワイトスペースとは

いわゆる「ホワイトスペース」とは

放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。



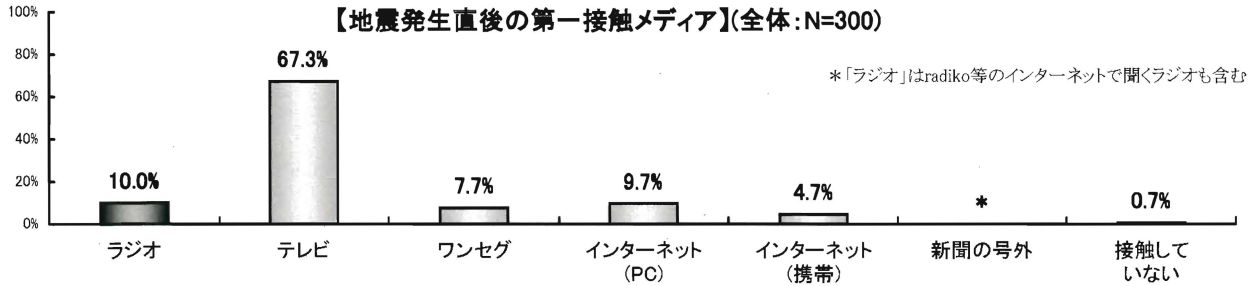
各地域ごとに、その地域で放送用に使用されていないチャンネルがある。
ただし、その地域においてホワイトスペースであるチャンネルを用いても、既存事業者に影響を与える場合があるため、調査が必要。

◎ 地震とメディアの接触状況について

■地震発生直後の第一接触メディアは・・・

3. 11の地震当日は平日の午後の為、調査対象者の約4割が職場・学校で最初の揺れに遭遇している。(1p参照) 地震直後、最初に接した人が最も多かったメディアはテレビ(67.3%)、それに続いたのがラジオ(10.0%)で、パソコンからのインターネット(9.7%)、テレビのワンセグ放送(7.7%)、携帯電話からのインターネット(4.7%)を上回った。

年代別では20代が最も多くラジオに接触しており、ワンセグは50代、インターネット(PC)は40代とわかる結果だった。



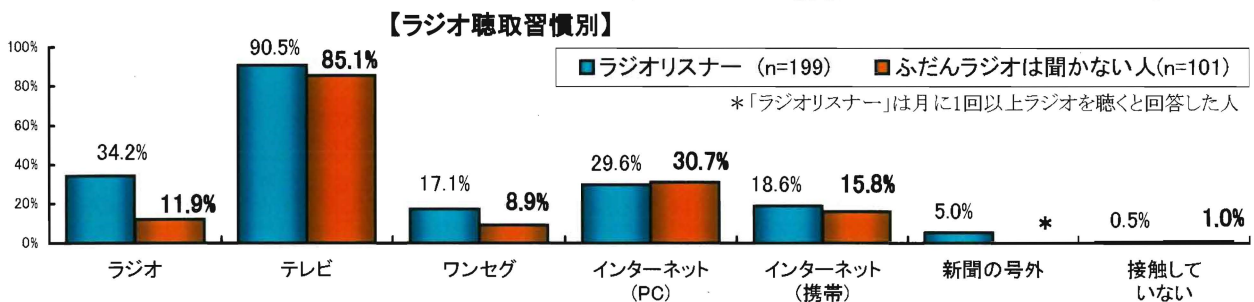
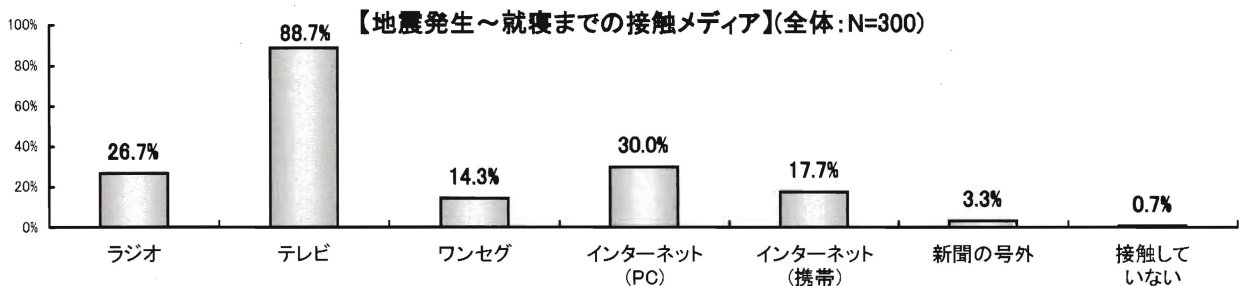
【年代別】

年代別	ラジオ	テレビ	ワンセグ	インターネット(PC)	インターネット(携帯)
男女20代(n=54)	13.0%	57.4%	7.4%	11.1%	11.1%
男女30代(n=74)	9.5%	66.2%	6.8%	10.8%	5.4%
男女40代(n=64)	10.9%	64.1%	4.7%	15.6%	3.1%
男女50代(n=51)	11.8%	58.8%	19.6%	7.8%	2.0%
男女60代(n=57)	5.3%	89.5%	1.8%	1.8%	1.8%

□ は各メディアで最もスコアの高い世代

■地震発生～就寝までの接触メディアは・・・

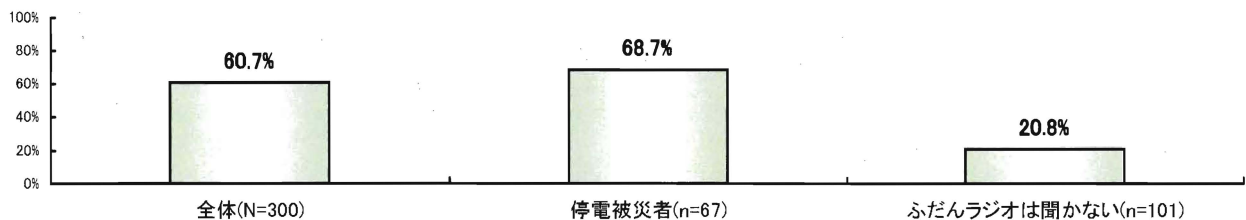
地震発生直後から寝るまでに、9割近くがテレビに接触する一方、4人に1人がラジオにも接触している。また、普段ラジオを聞かない人でも1割強が接触しており非常時のメディアとして利用された実態がうかがえる。



■地震以降のラジオ接触状況

3. 11から調査を実施した4月下旬までの間に、少しでもラジオを聞いた人は全体の6割、地震の発生に伴って自宅が停電した人(計画停電含)では更に高いスコア(68.7%)だった。

また、普段ラジオを聞かない人でも2割がラジオに接触しており、地震後新たにラジオを聞く人が増えたといえる。



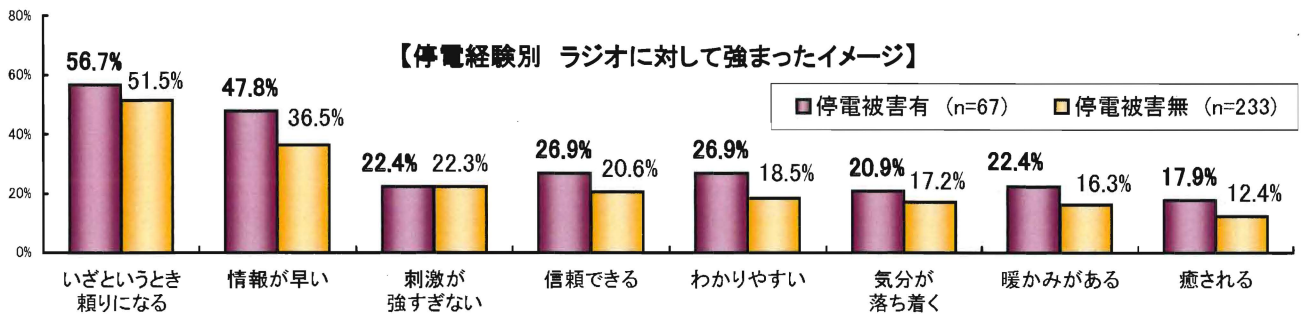
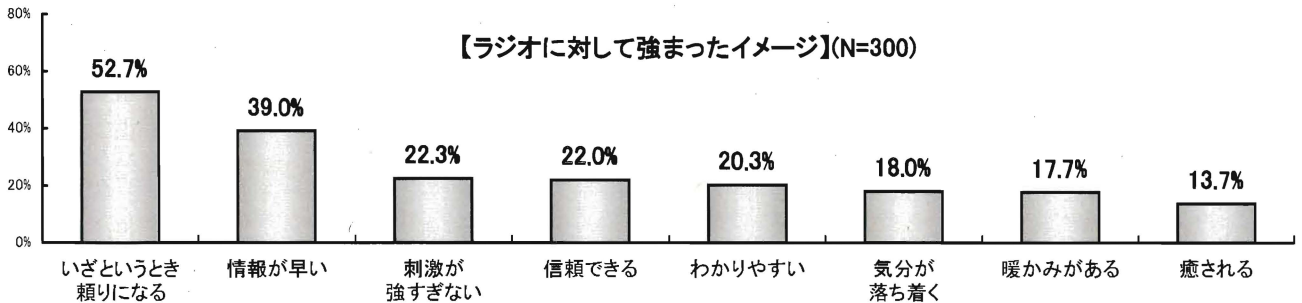
◎ ラジオに対する意識・意見などについて

(出典) (株)ビデオリサーチ 資料

■地震発生以降にラジオに対して強まったイメージは…

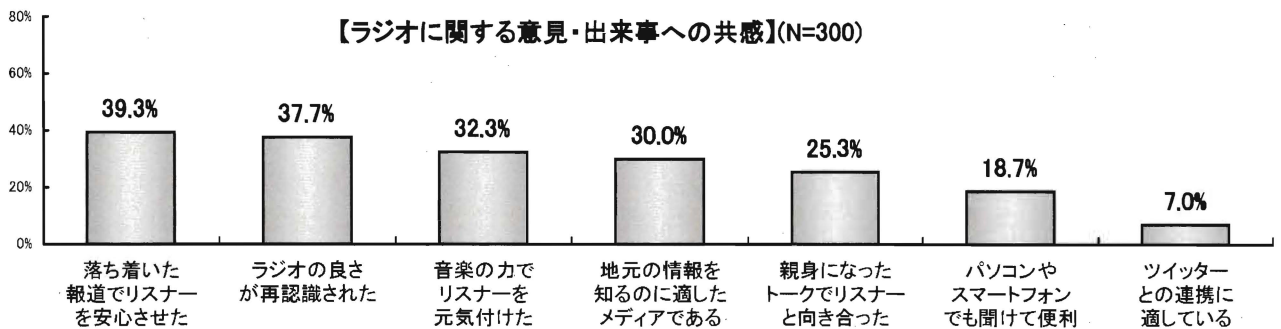
3. 11以降、ラジオに対して強まったイメージとして最もスコアが高かったのが、「いざというとき頼りになる」(52.7%)だった。他に「情報が早い」(39.0%)、「刺激が強すぎない」(22.3%)などのイメージが強まったと回答があった。

また、停電(計画停電含)経験者は全体にスコアが高く、特に「情報が早い」については停電経験の無い人に比べて10ポイント以上高くなっており、非常時の情報入手手段として活用されたことが伺える。その他「信頼できる」(26.9%)「わかりやすい」(26.9%)が上位に上がっていた。



■地震発生以降に起こったラジオに関する出来事や意見は…

地震発生以後に起こった、ラジオに関する出来事や意見については、「落ち着いた報道でリスナーを安心させた」(39.3%)、ラジオの良さが再認識された(37.7%)、「音楽の力でリスナーを元気づけた」(32.3%)、「地元の情報を知るのに適したメディアである」(30.0%)といった項目に共感が集まりました。



■地震発生以降のラジオ・ラジオ用乾電池購入意向は…

地震の影響はラジオのハード面でも見られ、全体の4割近くがラジオ受信機やラジオ用の乾電池を購入しようとしている。「ラジオ受信機を追加購入した」(4.3%)、「新規に購入した」(3.3%)も一定数いたが、「ラジオ用の乾電池」については4人に1人(24.3%)が購入しており、今回の地震を期に非常用ラジオのメンテナンスが行われたのではないかと推察される。

